

第9回 太田川河川整備懇談会

平成23年2月17日

1. 開会あいさつ

【河野副所長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第9回太田川河川整備懇談会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、お忙しい中御出席を賜りまして、大変ありがとうございます。

私、本日の司会を務めさせていただきます国土交通省太田川河川事務所の副所長の河野でございます。よろしくお願いいたします。

まず開会に先立ちましてお願いがございます。傍聴していただける皆様には、携帯電話でございますけれども、マナーモードにさせていただくか電源をお切りいただくよう、御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

まず開催に当たりまして、私ども国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所の所長の阿部より、あいさつをさせていただきます。

【阿部所長】 太田川河川事務所長の阿部でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、第9回太田川河川整備懇談会に御出席賜りありがとうございます。

前回の第8回は、3カ月前の11月19日の開催でございましたが、公表直前の原案の内容について御審議をいただいたものでございます。委員の先生方の思いの詰まった盛りだくさんの御意見でしたので、どのように原案に盛り込もうかと悩んでおりました。そこで、10日後の意見を聞く会を延期しようとか、第8回の先生方の御意見を付して説明しようとか、はたまた修正後、再度意見を聴く会を開催しようかと、本当に、ばかな考えやすむに至りの状況でございました。福岡先生からは、第8回の先生方の意見を踏まえて、修正しない原案で説明することはあいならんと、やる気と熱意はないのかと、死に物狂いでやればどうにかなるのではないかと、座長への一任というのはそういうものだというおしかりを受けまして、その後、福岡先生を何度も煩わせて、その結果予定どおり原案を公表しまして、11月29日から12月8にかけて8会場で住民意見を聴く会を開催することができました。委員の先生方には大変失礼な事態となってしまったかもしれないことをおわびを申し上げるとともに、多大な御迷惑をおかけしました福岡先生におわびとお礼を改

めて申し上げます。

そういった経緯がございました。今回、第9回目の会議では、この11月29日から12月8日にかけての意見を聴く会、その場での意見も含めて、66通137件の意見をいただきました。住民の皆さんの熱い思いと、それから河川に関心を持ってもらうことの重要性を痛感いたしました。そういった内容を踏まえて、原案を修正した内容について、今回、御説明を申し上げ、御審議をいただくとともに、費用便益分析について、これも御説明して御意見を賜りたいと思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

【河野副所長】 続きまして、本日御出席をさせていただいております委員の皆様方の御紹介でございますけれども、時間の都合上、お手元に座席表を配付させていただいておりますので、それによりかえさせていただきます。

本日は8名の委員の皆様にご出席をいただいております。太田川河川整備懇談会規約第5条第2項による定足数を満たしていることを御報告を申し上げます。

また、我々河川管理者及び事務局でございますけれども、河川部長、それから先ほどあいさつをいたしました太田川河川事務所長を初めとしまして、お手元の配席表に記載しておりますので、紹介をさせていただきます。

続きまして、資料の確認でございます。お手元に配付資料一覧という1枚もののペーパーを配付させていただいておりますけれども、そこに資料1から資料5までがございます。資料の右肩上に資料1と資料2とか、資料番号を書いてございます。それと参考資料として1から6までを用意しております。

そして、委員の皆様の方には、住民意見の取りまとめたものをホチキスどめで配付をさせていただいております。

それと、資料ナンバーが書いてないものがございますけれども、これは附図というふうにタイトルが書いてあろうかと思っております。これは資料4の附図というところでございます。

以上でございますけれども、過不足等ございましたら事務局までお申しいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、これから議事に入りたいと思っておりますので、以降の進行は座長の福岡委員にお願いを申し上げますので、よろしくお願いいたします。

2. 審議事項

(1) 太田川水系河川整備計画（原案）【国管理区間】に対する意見について

【福岡座長】 座長の福岡です。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、これより議事を進めさせていただきます。今回は、整備計画（原案）の事務局案に対して、委員の皆様から大変たくさんのお効な御意見をいただきまして、先ほどの所長のお話にありますような整理を事務局にやっただきました。それを踏まえまして、事務局から整備計画（原案）が11月29日に公表されています。この原案を縦覧して、住民のほうから整備計画（原案）に対する意見を募集されています。

まず、太田川水系河川整備計画（原案）に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

【田中調査設計第一課長】 太田川河川事務所調査設計第一課長の田中でございます。どうぞよろしくお願いたします。

資料のほう、座って御説明させていただきます。まず、お手元の資料1を御覧ください。太田川水系河川整備計画（原案）に対する意見としてまとめてございます。

意見の聴取方法につきましては、昨年11月29日から12月28日までの1カ月間、①に示しているような事務所等の閲覧場所で縦覧していただきまして、またホームページにも掲載しております。また、市内それから安芸太田町合計8カ所で住民意見を聴く会というものを開催させていただきました。住民意見を聴く会につきましては、73名の方に御出席いただいております。

意見の収集でございますけれども、先ほど所長の阿部からもございましたけれども、66通、66名と考えていただければ結構ですが、合計137件の御意見をいただきました。こちらの御意見をいただいた方の属性を1ページ目の右側にまとめております。左側が住民意見を聴く会、真ん中がアンケートのはがきであるとかメールでいただいたもの、右側が全体になっております。全体を見ていただきますと、男女比では男性が約8割、また年齢比では60歳以上の方が4割弱ということになっております。また、やはり広島市にお住まいの方からいただいた意見が多かったという結果でございます。

それでは、これから、137件の御意見すべて御紹介できませんので、主なものとしてまとめておりますもの御紹介させていただきます。

2ページ目を御覧ください。

意見につきましては、治水、利水、環境、維持管理、その他の五つの項目にまとめてお

ります。また、表の見方なんですけれども、一番左が意見の要旨、左から2番目が意見に対する考え方、そして左から3番目がもともとの原案、そして意見を受けまして修正したところがございましたら、一番右の案というところで修正を加えております。

治水についてですけれども、まず一つ目、治水事業を今後も推進してほしいという御意見です。例えば災害防止を目的の一義として行われることが重要といった御意見がございました。これにつきましては、長期的な治水目標である河川整備基本方針に定めた目標を達成するために、今後も段階的に整備を行っていきます。また、案につきましては、こういった御意見の中にさまざまな思いがございまして、例えば居住地に水が入るのを防ぐ方法として輪中堤ということはやはり必要な手段であるという御意見がございましたので、案のほうで家屋浸水対策を優先して対応することとしていますというところを加えております。

また(2)中流部における治水の目標を定め、原案で示された箇所以外の場所でも被害を軽減してほしいという御意見です。こちらにつきましては、田畑を守ってほしいであるとか、今、整備計画に示されているもの以外の土地でも住民は不安に思っているという御意見がございました。これに対する考え方ですけれども、整備計画におきましては、平成17年の台風14号で床上浸水被害をこうむった地区の整備を行うこととしています。その他の区間におきましては、現状の流下能力を確保できるよう、適切な維持管理を行ってまいります。これを受けまして案のほうでは本計画期間内に河川整備を実施する箇所を含め、適正な稼働管理により流下能力の維持に努めますと加えたいと考えております。

次の(3)から(5)までは、具体的な整備の内容に対する意見でございまして、その中でも環境に対する御意見でございます。

(3)は、環境のために、工事により河川内にむやみに手を入れることは反対であるという御意見。(4)につきましては、治水と環境の両方を重要と考えて実施してほしいという御意見。(5)につきましては、残す場所などを明確にすべきという御意見でした。これにつきましては、近年においても平成17年の洪水を初め、洪水被害また高潮被害をこうむっておりますので、今後も治水対策推進のための河川整備が必要という状況でございます。ただ、工事を行う際には極力平水位以下の河道形状の改変、回避に努めまして、環境と治水の調和を図った河川整備を行っていきたくと考えております。案では、河川整備を行う際には治水と環境の調和を図り、川の営みを活かした川づくりに努めますということを加えたいと考えております。

3 ページ目を御覧ください。

(6) でございますが、内水対策について具体的な対策を記載してほしいという御意見でした。これにつきまして、原案の段階では現状と課題のみに、内水について記載しておりました。現段階におきまして関係機関と検討会を開催しまして、具体的な実施内容というものを詰めている状況でございます。そのため、整備計画（案）としては、実施内容に、内水対策について施設整備等を検討し、必要な整備を実施しますといった内容を記載したいと考えております。

また(7) 中流部においては、ほかの整備方法も検討すべきという御意見です。これは、例えばため池であるとか全戸移転、他流域へのバイパス等、そういったアイデアがございました。これにつきまして、現状におきましては河川の土地利用等の特性を踏まえまして、輪中堤、宅地嵩上げ等で対応することとしております。ただ、本文のほうにつきましては、家屋浸水対策を優先して対応するというを加えさせていただきたいと考えております。

続いて(8) 現在の景観を損なわない高潮堤防の整備をお願いしたい。この御意見は第3段階までの T.P. +4.4m の整備、次の第4段階のパラペットの整備を行う際には、やはり景観を阻害するので気をつけてほしいという御意見でした。これに対しましては、現在でも都市景観と調和した高潮堤防の整備を進めているところでございます。第4段階におきましても、やはり、本計画期間内に実施するところではございませんが、整備を行う際には引き続き景観に配慮した整備に努めてまいります。また、案のほうには、こういった太田川周辺の景観・文化を次世代に引き継ぐために、地域の魅力を活かした護岸整備に努めますというところで補足して追加をしたいと思っております。

(9) の御意見、ダムを造るための立ち退き等の苦労についても詳しく書いてほしいという御意見でした。これにつきましては、ダムに限らず放水路事業等、これまでの治水対策の実施に当たっては事業用地等の提供等、住民の方々の多くの御理解と御協力をいただいております。その旨、本文に書き込みたいと考えております。

続いて(10)、上下流のバランスのとれた目標設定、土地利用等との整合、こういった目標、計画策定を行うべきという御意見です。現在の目標につきましては、近年の降雨の状況であるとか土地利用状況、上下流バランスを考慮した上での調整等を行っております。また、整備の段階でも、段階的な施工を行うこととしております。そして、本計画は30年間で実施するものとしておりますけれども、社会状況の変化等に応じまして、必要に応じて見直しを行ってまいります。また、集中豪雨の対策については、XバンドMPレーダ

を整備中のございまして、迅速かつ的確に情報提供できるような体制を整えてまいります。

続いて、4 ページ目を御覧ください。

(11) でございます。下流デルタ域が満潮や洪水でも安全に守られるように、早期に整備を行ってほしい。この御意見は、満潮と洪水が重なると溢水のおそれがあるのではないかという御意見です。整備計画におきましては、満潮時と洪水が重なった場合でも、計画規模の洪水が安全に流下できるような施設の計画、整備を行っていくこととしております。

(12) 祇園水門、大芝水門の改修による適切な分派、高潮堤防の整備を優先的に行ってほしいという御意見です。これは、下流デルタ域は資産が集中しておりますので、これを優先的に守ってほしいという御意見でした。意見に対する考え方としましては、祇園、大芝水門は現状では計画どおりの分派ができないおそれがございます。これを受けまして調査検討を行い、改築を実施してまいります。また、適正な補修も行います。なお、整備につきましては、上下流の治水バランス等を踏まえまして河川整備を行うこととしております。高潮堤防、祇園、大芝水門につきましては、最下流部に位置しておりますので、早期に整備を実施していくこととしております。

続いて、13 番目の御意見、緊急用河川敷道路は災害時のために必要であるという御意見です。これにつきましては、連続的に使用できるよう、今後も整備を進めてまいります。

14 番目の御意見、整備のスケジュールの詳細を示してほしい。これにつきましては、案の 113 ページでスケジュールを示しておりますけれども、着手年度であるとか、詳細なスケジュールにつきましては、今後確保できる予算に応じて変わる可能性もありますので、明記はできない状況でございます。

15 番目の御意見、三篠川における堤防の浸透対策はより早期に着手してほしいという御意見でございます。これに対しましては、浸透対策につきましては、被災の実績の有無等を踏まえまして、相対的に安全度の低いところから対策を実施してまいります。

16 番目から 18 番目の意見は、さらなる治水安全度の向上に対する御意見です。ダム建設は反対であるという一方、ダムは必要であるという御意見もございました。また、具体的な対策を示してほしいという御意見です。これにつきましては、今後さまざまな手法について調査、検討を行うことが重要であると考えておりまして、関係機関等と連携、調整を図りながら、幅広く調査、検討を進めてまいります。

続いて、5 ページ目を御覧ください。

一つ飛ばしまして、20 番目の御意見でございます。工事の進め方については、地元の

意見をしっかり聞いて、タイムテーブルも示してほしいという御意見でございました。これにつきましては、実際、工事を進める際には地域の皆様の御意見は重要であると考えております。地域の皆様であるとか、地方公共団体と個別に連携、調整の上、実際は工事を進めていきたいと考えております。

以上が治水の御意見と対応になります。

続きまして、利水に関する御意見でございます。6ページを御覧ください。

(1) 減水区間において、水辺利用、漁業、景観等の観点から、関係機関と調整を行い、課題を克服してほしいという御意見でした。これにつきましては、例えば水辺利用ですと、子どもたちの遊べる水辺が必要だ、であるとか、生物の関係であれば、やはり旧来の生物がよみがえる環境であるとか、そこに住む生物の育成、生育環境が重要だという御意見でした。中流部の減水区間につきましては、影響等をモニタリングしましてデータを蓄積してまいりたいと考えております。また、それを踏まえ、関係機関との調整に努めてまいります。本文のほうでは、生物に関する記述がございましたので、減水区間における生物の成育、生息、繁殖環境については継続してモニタリングを行うということを加えさせていただきたいと考えております。

(2) 正常流量の維持につきましては「水の都ひろしま」を故郷の誇りとして、市民が誇りとして持ち続けられるような河川行政を望みたいという御意見でした。これにつきましては、本文のほうに、「水の都ひろしま」の軸でもある太田川を誇りとして持てるようということを加えたいと考えております。

(3) の御意見、水利権、正常流量の根拠を明確にしてほしいという御意見です。正常流量につきましては、こちらに示します8項目について検討しまして、満足する流量を正常流量として設定しております。太田川河川整備基本方針におきまして、これらを総合的に考慮し、矢口第1地点においておおむね15m³/sと設定している状況でございます。

(4) につきましては、土師ダムからの分水量を適切に設定してほしいという御意見です。これにつきましては、社会的合意に基づき分水というものを決めております。分水量の変更を行う際には、社会的影響等さまざまな観点からの検討を行う必要がございます。

(6) につきましては、発電のため、丁川の水を滝山川へ送ることにより、丁川が河原になっていることへの対応を考えてほしいという御意見です。これにつきましては、やはり流域一体での河川管理の取組が重要であると考えておりますので、地域住民の皆様や関係機関と連携、調整を図っていきたいと考えております。

以上が利水に関する説明になります。

続きまして、環境に対する御説明を差し上げます。

7 ページ目を御覧ください。

(1) 飲料水への河川水の利用を踏まえ、水質監視体制をさらに充実させてほしいという御意見です。これに対しましては、平常時から巡視等を行いまして、水質汚濁の情報の迅速な把握に努めてまいるとともに、協議会等で情報連絡体制の徹底に努めます。また、実際、水質事故が発生しましたら、速やかに情報の収集、通報、連絡を行うとともに、被害の拡大防止に努めてまいります。本文につきましては、そういった記述の前に、太田川の流水の利用について記述をしまして、内容を追加したいと考えております。

(2) カキやほかの水産資源への影響を考慮した、河川の水質保全対策や治山事業が必要ではないかという御意見です。これにつきましては、流域一体での河川管理につきまして、今後も積極的な対応に努めてまいりたいと考えております。こちらにつきましては、太田川再生フォローアップであるとか、広島湾再生プロジェクト等と連携を進めてまいります。本文につきましては、栄養塩に関する物質循環の調査が項目ございますけれども、こちらの項目で、川は、森と海を結ぶ水の回廊という役割を果たしているというところを加えたいと考えております。

(3) の御意見、太田川の自然環境を次世代に引き継ぐことが必要という御意見です。こちらの御意見につきましては、子どものころの川はきれいな砂場であったとか、豊かな水流、淡水魚の宝庫であったという御意見がございました。実際、整備を行う際には、先ほども御説明をしましており、極力自然の状態を改変しないよう環境配慮に努めてまいります。案におきましては、次世代に太田川の環境を引き継ぐ、また、太田川の環境の特性をきちんと把握・分析・評価するということを加えたいと考えております。

(4) 河川敷や堤防上の道路を利用した河川利用に関する施設などの整備をお願いしたいという御意見です。例えばサイクリングロードであるとか、ランニングに安全な施設の整備、遊歩道の整備、多くの人々が親しめるような整備をお願いしたいという御意見でした。川の連続性や親しむということは重要であると考えておりますけれども、河川利用に関する施設につきましては、皆様の地域のニーズも踏まえまして、維持管理も含め、設置の可否については地方公共団体等と調整していきたいと考えております。案におきましては、川と人とのつながりを強めるであるとか、安全で適正な利用が図られるように、また、良好な水辺景観が次世代に引き継がれるようということを加えたいと考えております。

(5) 河川環境学習の機会を増やしたり、またそのような場を考えた護岸整備をしてほしいという御意見です。こちらの御意見では、次世代を担う子どもたちが遊びながら学べる場がほしいという御意見もございました。こちらにつきましては、広く太田川に関する関心が高まるような活動を進め、地域と一体となって多様な河川環境を保持していきたいと考えております。環境学習の場の整備につきましては、設置の可否につきましては、住民の皆様であるとか、地方公共団体等と調整していきたいと考えております。案につきましては、右にございますように、太田川がより身近に感じられるようというところを加えたいと考えております。

(6) 干潟は自然にできるものであり、人工的な再生は無駄であるという御意見もございました。これにつきましては、太田川の干潟環境というのは、感潮区間特有のものであり、大変重要であると考えております。ですので、引き続き研究会等と連携をしまして、干潟の機能等を検証しつつ、必要な環境保全措置を実施していきたいと考えております。

続いて、8ページを御覧ください。

(7) 緑の映える景観を考慮した整備を行ってほしいという御意見です。こちら、太田川というのは地域の文化である、また、中国の代表河川として先端を行ってほしいという御意見がございました。こちらの意見につきましては、河川整備等の実施に当たっては、地域の景観や文化に配慮した護岸整備を行ってまいります。ただ、案においては、太田川を軸とした多様な景観、文化を次世代に引き継ぐ、また、地域の魅力を活かした護岸等の整備に努めるということを記述したいと思っております。

(8) 魚の遡上環境を整備してほしいという御意見です。こちらにつきましては、太田川は河口から約76kmの付近までサツキマスが遡上しております。こういった環境を今後も維持できるよう、横断構造物や魚道の修繕を行うなど、多様な環境の維持を行っていきたいと考えております。

また(9) アンダーパスの車止め、これはバイク等の進入禁止を行うものでございますが、これが邪魔になるので設置しないでほしいという御意見です。これにつきましては、アンダーパスは多くの歩行者の方に御利用されておりますので、歩行者の安全確保のために設置しているものでございます。

(10) 河川の縦断方向の移動をしやすくするため、橋のアップダウンがなければよいという御意見です。これにつきましては、橋梁は道路管理者が設置するものでございますが、設置に当たっては洪水を安全に流下させるために必要な断面を確保した構造となるよう基

準がございます。勾配改善につきましては、道路管理者の対応になりますので、こういった御意見は御意見としてお伺いしたいと思っております。

続きまして、維持管理に対する御意見でございます。

9 ページを御覧ください。

(1)、(2)につきましては、住民参加の維持管理に関する御意見です。

(1)は関係機関と一緒にあって共同作業ができることを御自身も望んでいるという御意見、また(2)につきましては、清掃等については支援制度により地域等でする方法を提案するという御意見です。これらの意見に対しましては、太田川に対する関心が高まるような活動を今後も進めていきたいと考えております。また、今後も住民の皆様、地方公共団体、関係機関等との連携を強めまして、よりよい河川管理を目指していきたいと考えております。案につきましては、皆様に興味を高めてもらうため、日常的に川と人とのつながりがよりよいものとなるよう、出前講座であるとかクリーン太田川等を通じまして、太田川を軸としたさまざまな河川環境教育を推進してきたいというところを加えたいと考えております。

(3)災害時の行政間での連絡不備等の人為的なミスがないように、日ごろの伝達訓練の熟達を願いたいという御意見です。これに対しましては、防災体制であるとか連絡体制の一層の強化を図っていきたいと考えております。本文におきましては、情報伝達に関しては、災害時の対応を円滑に行うため、訓練を定期的に行うとともに、研修や出前講座等を通じまして、危機管理に関する他機関との情報の共有化を平常時から行うというところを加えたいと考えております。

(4)PDCAに関する御意見です。こちらは、全体・項目別に分けて、また期日を記載するとともに時期別に公表してほしいという御意見です。PDCAに関しましては、維持管理計画において検討したいと考えておりまして、いただいた御意見については今後の参考にさせていただきたいと思っております。

(5)平日の昼間も河川敷の駐車場を開放してほしいという御意見です。これにつきましては、河川敷を平日開放しますと、駐車場を車庫代わりに使用されたり、不法投棄が行われるという問題もございます。ですので、開放していないという状況なのでございますが、平日でもイベント等で利用したいという場合、カギの開放が必要な場合につきましては、最寄りの出張所等へ届出をいただければ、カギの貸し出しを行うということにしております。

(6) 現在の生態系を保全するため、高瀬堰下流等の河川樹木の伐採などは不要であるという御意見です。樹木伐採につきましては、洪水を安全に流下させるために必要な箇所を実施することとしております。ただ今後は、太田川における治水と環境の調和を図ることが可能な、河道掘削と樹木伐採の適切な組み合わせ手法を確立するため、調査、検討を実施してまいりたい、また、必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

(7) 祇園・大芝水門の大規模構造物の老朽化対策を早急に行うべきという御意見です。祇園・大芝水門につきましては、改築を行うこととしております。また、ライフサイクルコストの縮減を含めた現施設の老朽化対策を行ってまいります。

次のページを御覧ください。

(8) 不法投棄対策として、上流や支川でもクリーン太田川などの取組を行い、ごみを減らしてほしいという御意見です。これにつきましては、現在でも上流であるとか支川でもクリーン太田川を実施しているところをごさいますて、こういった取組を継続的に実施することによって、住民の方々の河川美化に対する意識を啓発していきたいと考えております。

(9) 土砂流出を抑制する森林の管理を、行政間で連携して行ってほしいという御意見です。これにつきましては、流域一体での河川管理の取組が重要であると考えております。また、土砂流出に関しましては、土砂災害防止の観点から実施しております砂防事業などを通じまして対応していきたいと考えております。

(10) 旧可部線橋梁を撤去してほしい。これにつきましては、現在占用者によりまして地域振興に係る利用計画が検討されている状況でございます。そのため、現時点では占用を許可しているという状況でございます。

(11) 建設したら責任を持って維持管理を行ってほしいという御意見です。こちらにつきましては、河川管理者として適切な維持管理を今後も行なってまいります。ただ、今後の社会資本ストックの増大による維持管理費の増加等を見据えまして、今後は自助・共助・公助の精神のもと、地域との適切な役割分担により、太田川の総合的な河川整備、河川管理を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、次のページ、その他の御意見に移らせていただきます。

(1) 太田川再生フォローアップ委員会の提言、基本方針、これの実現に向けた検討を実施してほしいという御意見です。これにつきましては、関係機関と連携した川づくりの推進等進めてまいりたいと考えております。また、案につきましては、太田川再生フォロー

アップ委員会の場所に、基本理念を加えたいと考えております。

(2) 山林崩壊によるダム化防止、これは天然ダムのことでございますけれども、こちらの防止や水質の保全などの観点から、山の保全管理に力を入れてほしいという御意見です。やはりこれにつきましても、流域一体での河川管理が重要であると考えておりまして、山林崩壊に関しましては、土砂流出と同様、土砂災害防止の観点から実施している砂防事業などを通じまして対応していきたいと考えております。

また(3) 環境調査の結果はホームページのみでなく印刷物で閲覧・公開できるようにしてほしいという御意見です。これに対しましては、例えば研究会の結果等はシンポジウム等を開催しまして、広く情報提供をしております。また、河川水辺の国勢調査等の結果につきましては、G o G i 通信等により、地域の皆様に情報提供をしております。案につきましては、G o G i 通信等で掲載するということを加えたいと考えております。

(4) 下流、中流、上流の区間の定義を示してほしいという御意見です。これにつきましては、御指摘を踏まえ、注釈を案のほうで加えたいと考えております。

(5) 治水、利水、環境の3者の調和が重要であるという御意見です。こちらは、治水、利水、環境の調和した川づくりを行っていききたいと考えております。ただ、それぞれの項目が重要であると考えておりまして、優先順位をつけるのではなく、原案のとおりとさせていただきますと考えております。

一つ飛ばしまして、(7)、(8)でございますけれども、国・県といった管理者の違いによるサービスの違いがないようにしてほしい。また、小規模河川は管轄外であるという考えではなくて、もっと国・地方行政と地域住民が一体となって取り組むべきという御意見でした。これにつきましては、それぞれの管理区間において役割分担のもと、各管理者が適切な河川管理を行ってまいります。ただ、今後は流域一体での河川管理の取組が重要であると考えておりまして、地域の皆様や関係機関等とより一層の連携強化に努めていきたいと考えております。

最後でございます。(9) 広島の特徴を活かした川とともに生きる河川・都市行政を行うべきで、欧州等にある河川共存都市等を参考に行ってみてはどうかという御意見です。これにつきましては、やはり人々が安全に安心して川を利用できるようになることが重要であると考えておりまして、いただいた御意見は今後の参考にさせていただきたいと考えております。

整備計画原案に対する意見とその対応については、以上でございます。

【福岡座長】 ありがとうございます。

ただいまの事務局の御説明並びに事務局案につきまして、何か御質問、御意見等がございましたら、委員の皆様からお願いします。

どうぞ、よろしくをお願いします。

【日比野委員】 すごく細かいことで、申しわけないのですが、維持管理の（５）で、河川駐車場開放云々という具体的な言い方をされているのですけれども、地域住民の方々から河川に入りやすくしてほしいというニーズがあるというふうにとらえると、整備計画原案の125ページでどんな具体的なイメージをとらえることができるのかなと思ひまして。どうとらえられるのででしょうかというのが、質問です。

【福岡座長】 それでは、事務局をお願いします。

ただいまの維持管理のところの（５）に関連して、125ページの書き方の問題です。よろしくをお願いします。

【日比野委員】 すこし補足させていただくと、住民の方々は河川を親しみを持って利用したいという思いがあり、たまたまそれを駐車場代わりにも利用させていただきという言い方をされたのかもしれませんが。もっと親しみやすく、河川に入りやすくするためにはということで、125ページには河川敷地の適切な利用という箇所が、具体的で、温かいイメージに伝わるのかということが、心配に感じたものですから。

【福岡座長】 それでは、お願いします。

【田中調査設計第一課長】 ただいまいただいた御意見ですが、125ページ、確かに利用者の方が使いやすいような河川敷の適切な利用というところの視点が若干抜けておりまして、敷地の占用に関する項目を記載しております。ただ、敷地の占用者に対して安全面での管理体制、そういったところで適切な管理をしていただくというところで、住民の皆様が使いやすいような管理を行っていただくということで、こちらの意見で対応したと思っております。

【日比野委員】 了解です。125ページの（３）の１）で、河川敷地の適切な利用というところで、適正な監督・指導というふうな言葉があり、文言的に堅苦しい感じを受けたということです。これは印象なので無視していただいて結構です。意見に対する考え方の中で、具体的には折々、カギの貸し出しであるとか、そういうこともしていきますという考え方が明記されているので、本文を直すまでのこともないと思います。ありがとうございます。

【福岡座長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

【中越委員】 ちょうど今のことに関してなんですけども、大体車というのは 24 という時間に数字を割ったときに、23 が止とまっていて、1 が動いているときなんですね。ということは、駐車場に使われる確率が圧倒的に高いわけです。市内で川に親しむのであれば、公共交通を使って来られて川に行けばいいので、わざわざ車で来る必要はない。私は本日も車で来ていませんが、市内に車を入れるのがもともと間違いですので、川まで開放してまでそれに対応する必要はないと思います。

第一、景観上、河川の周りに色とりどりの車が並んでいるのは、やっぱりみっともないですし、これが山の中のどうしても行かなきゃいけないような場所であれば、今のように特別な許可を出せばよい。河川の場合、大勢の子どもたちが来るような場合だったら特別に許可すればよろしいわけで、日常的にそういうことをする必要はないと思っております。

それから、私のほうの補足なんですけど、この対応表の 11 ページのその他の(2)のところなんですけど、原案のほうで、源流の森林から海域まで含めたとあるんですけど、瀬戸内海まで入れるのは相当大変ですので、せいぜい広島湾までぐらいにされたほうがいいのではないかと思います。ちょっと範囲を狭めることを御提案します。以上です。

【福岡座長】 ありがとうございます。

そのほうが確かに、河川の範囲としてはそれぐらいのほうがいいですね。では、それはずいぶんお願いしたいと思います。

どうぞ。

【大井委員】 意見聴取の会の、広島市南区会場ゼロ名というのが、どうしてこうなってしまったのでしょうか。

【田中調査設計第一課長】 南区のほうは、国管理区間がほとんどなく、また、整備の予定もないという状況ですので、国管理区間の太田川に対する住民の方の関心というものが低いのではないかと考えております。

【大井委員】 恐らく、各会場に来られた方、テーマがテーマだからなかなか集まりにくいんだろうとは思いますが、ただ、意見はすごく治水も含めてですけれども、景観だとか文化だとか、やっぱりそういうことについて随分皆さん関心をお持ちですね。ここに出ているものは、今までともすれば、やっぱり治水のほうに項目がどうしても多くなっちゃうし、この委員会でも私もその辺は専門じゃないのでなかなかわかりにくい話も多くて。そ

これは基本的な話で当然十分やる必要があるんだけど、景観、文化だとか、そういうものに関しての話というのは、やはりまだまだ薄いような気がします。実際にここで対応案として書かれているものというのは随分、例えば太田川を軸ととか、かなり個性化も含めて書き込まれてはいますけども、やはり具体的にどういうアイデアで何をやっていくかのほうが今からは肝心だと思いますし、むしろこの原案はこれで詰めていかれてもいいだろうと思います。具体化していくものに関して、細々したものに関しても、やっぱりこういう精神、それから要望というものが十分活かされるような、特に景観、環境、文化、地域でやっていただきたいというふうに思います。

【福岡座長】 所長、どうぞ。

【阿部所長】 先ほど課長が説明しましたけども、南区にかかわる部分というのは、元安の最後のところだけなんです。そこは高潮対策事業が実はほぼ完了しかけておりまして、そういう意味で関心が薄くなってしまったのかなというのと、やはり日ごろから河川に関心を持ってもらう努力を、我々怠ってきたのかもしれないなという反省をしているところでございます。

【大井委員】 例えば安佐区会場の湯来農村環境改善センターというのは、少なくともしょうがないかなという気がするんですけど、南区の文化センター、広島市で言えば、水の都と言えどこれは当然南区も随分ウエートは大きいと思いますけど、ここゼロというのは、何か変だなとちょっと思います。

【福岡座長】 ありがとうございます。大変大事なことですよ、これからですね、今所長が言われたような課題を抱えていると思いますので、ぜひ御意見をいただいて、関係ないということではないよと、みんなで作っていきましょうということ、やっぱり行政サイドも肝に銘じてやりましょうということでしょうね。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。どうぞ、お願いします。

【関委員】 資料1の3ページの(8)意見要旨が、現在の景観を損なわない高潮堤防整備をお願いしたいとあって、案がある。今度は、資料1の同じ8ページの(7)の緑の映える景観を考慮した整備を行ってほしい。案が全く同じなんですよね。聞いていることはかなり違うと思うんですけど。緑の映える景観をと言って、片一方は高潮対策をと言っているのに、案が同じ文章というのはちょっといかがかと思うんです。

【田中調査設計第一課長】 実は、案で記載しているところが本文の118ページになるんですけども、118ページといいますと、環境の分野の河川景観等の保全という項目にな

ります。その中で、今後の整備を行っていくときには、太田川を軸にした多様な景観・文化を次世代に引き継ぐため、地域の魅力を活かした護岸等の整備に努めます、と共通しているんですけども、先生もおっしゃるとおり、もともとの御意見というのは、緑の映える景観、それから高潮というところで、都市の景観というところで異なるものではございますが、共通の項目として、整備を行う際には景観・文化に配慮したものを行っていくというところで同様の修正にしております。

【福岡座長】 よろしいでしょうか。

【関委員】 ちょっとどうかな。

【福岡座長】 どうぞ、御意見を。修正は可能ですので、どうぞお願いします。

【関委員】 確かに 118 ページを見ればそうかなとは思いますが、ちょっとこういうふうに一覧表になって出ているときに、問いかけていることがかなり違うことに対して共通の答えがあるというのは、ちょっとおかしいかなと思うんです。今の御意見はよくわかりました。

【福岡座長】 今のお話、今、役所ではいろんな政策を立てるじゃないですか。その政策を立てたときに、いろんな施策事業がみんな違うと、事業が違う。だけど、何かこうアウトプットとかアウトカムと称するものはいつもワンパターンで書いちゃうと。本当はみんな違うんだよと。言わんとする、大きくくくれば同じなんだけれども、個別のものにどれだけ知恵を絞ろうとしているかというのは、僕は、行政はそこは非常にルーズだと思うんですよ。確かに、同じものをこういうふうな並べ方しちゃいかんというのは私もそう思います。言っている意味はよくわかりますけれども。先生もよくわかるとは言いましたが、これ、やっぱりこう一つ一つにちゃんと合わせたアウトプットであっていかないといかんよということは、ぜひお願いしたいと思います。先生は十分おわかりの上でのお話だと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。では、今のところお願いします。

【河原委員】 直接の説明いただいたものと直接には関係ないんですが、もしかすると私の記憶ではあまり議論されてなかったことを、ちょっと気になったことがあるので、質問かたがた教えてください。

実は干潟のことです。案のほうの 94 ページのところ、耐震対策をするというところで、耐震対策のイメージの鋼矢板の絵が、すぽっと打ち込んである絵が書いてあります。このごろいろいろ聞いて、自分で研究しているわけではなくて申しわけないんですが、聞いていると、この鋼矢板を打って、地下水の流動をとめることがヘドロの無機化といいま

すか、ヘドロが分解されていくのを抑えているというような話が聞こえてくるものですか。例えばちょうど 116 ページの底質改善をやっているようなところに近いところにもそういうのがあって、これから予定箇所になっていますね。例えばヘドロの話を堤防の中だけの部分的にというのではなくて、もし鋼矢板のような耐震対策に穴あけをして、地下水の流動が自由にできるようなという形にすれば、ヘドロを抑えるという作業がもっと効率よくできるというような感じもします。これからの進め方あるいは干潟の再生みたいな話のときに、そういう部分というのは今まで触れてなかったのかなという、改めてそのような気がちょっとしたものですから、質問かたがた、もしそういう経験をもう既にお持ちであれば、どこかに見える形で書いておいていただけないかというふうに思った次第です。

【福岡座長】 所長、お願いします。

【阿部所長】 太田川生態工学研究会でも、地下水の流動化がそういった干潟に対して、有機物質の分解に対して役に立っているんじゃないかという話があります。それで、鋼矢板に穴があいた製品を見つけまして、断面に対して穴の面積がそんなになくても流動化するというもので、鋼矢板の力学強度からは支障がないという製品ですが、今後は生態工学研究などでも、そんな話もさせてもらおうかなと思っていたところでございます。

【河原委員】 わかりました。

【福岡座長】 よろしいでしょうか。

【河原委員】 はい。

【福岡座長】 そういう方向で動いているということだそうですので、どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

【村上委員】 利水の 6 ページの 1 番は、減水区間のことが触れてあります。これは減水区間の生物モニタリングをしますという言い方をしている。もう一つが 11 ページの太田川再生フォローアップ委員会があり、その提言はその他のほうで受けてますので、総合的にやりますよというふうに答えてはおられる。

だけど、フォローアップ委員会のほうの中身の一番重点は、多分維持流量だと思います。いわゆる減水区間に水を流して太田川の再生を図ろうというところが、今、太田川再生フォローアップ委員会の中心なので、その 6 ページのほうと、何かドッキングしなきゃいけないような中身と思うんですが。太田川再生フォローアップのほうにも、減水区間に水を流してほしいという意見が多分載っていたと思うので、そのことに対する答えは、やっぱ

りこっちの利水のところと同じような答えが入ってこなきゃいけないのかなというふうに、ちょっと思ったものですから。

【福岡座長】 それでは、それは御意見として出ていますので、どうしようとするか。

130 ページと 114 ページの問題ですか。

【村上委員】 多分、今、太田川再生フォローアップ委員会のほうでは、アユを復活させようとして、一生懸命活動されている。そして、その中心のテーマは維持流量をもっと増やしてほしい。3対7で流れているものを5対5にしてほしいというところが、多分ポイントになって要望されてたと思うんです。私、関与しているものですからよくわかるんですが、そういう言い方をしているの、多分6ページの減水区間における生物云々というところとほとんど中身が一緒ではないのか。それを二つに分けてしまって、同じ問いをしているのに、全然違うところに減水区間の問題が出てくるところに不思議を感じました。

【阿部所長】 減水区間というのは、別に太田川再生フォローアップだけの声ではないので、広く全般として減水区間の話は取り上げないといけません。ただ、130 ページは、いろいろな問題がある中で、その減水区間の話も含めて、各関係機関等との連携が必要だということで、改めてこちらのほうで太田川再生フォローアップ委員会のアユが育ちという部分で、まさに村上先生が言われている部分が理念の中にも入っていますので、そういった意味も含まれています。一方、カキということで物流循環の話もありますので、個々で読んでいけるのかなというふうに事務局としては判断しているところでございます。

【福岡座長】 130 ページはもう少し全体の調整の話ですよ。だから、個別のどうこうを言っているんじゃなくて、全体、こういう整備計画をここに書いてある、ここに30年間でやろうとする中で、太田川河川事務所だけではなかなかいかないものをどうやってやるか。減水の話もそうでしょうし。そういうものをどういうふうにしてやろうとするかという考え方をこうまとめたわけですね。一方、先ほどのはまさに減水も含めた問題、もう一方のほうは減水区間そのものの問題として書いたと、こういうことですね。ここに書いてあることは。

【阿部所長】 当然、認識しております。太田川再生フォローアップでは減水区間の話と物質循環の話と、二つテーマになっているのは認識しております。

【福岡座長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

【河合委員】 直接、その内容に対して修正というわけじゃないんですけど、ちょっと気になりましたので。この資料1の6ページ、利水のところで、6番の丁川、実はこの川をよくよく知っているんですけど、学生さんがすごく気に入って卒論の対象にしていたので、丁川は、今はもう完全に河原になってしまっている。まず、河原になっている区間というのは丁川全体のどれぐらいなのか、もし情報がありましたら教えてもらいたい。

というのは、確かに管轄区間じゃないので、関係ないと言えば関係ないですけど、その考え方に書いてありますように、その書き方としては流域一体での河川管理の取組が重要であるとしか書けないと思うのですが、やはりその水系全体として最適な利用というのを考えるという意味では、そういう、この丁川というのはそんなに小さい川じゃないので御存じかもしれないですけど、滝山川のすぐ下流で、左岸から入っている結構大きな川ですけど、この川が本当にからからにしているというのは物すごくもったいない話で、僕がよく言っていますように、水位がちょっとでも下がると、特に底生動物の、いわゆる川虫の生息量とか、現存量とかは格段に下がりますので、ましてや河原みたいになっているということは、その水系全体としての生産性みたいなものをすごく下げていることになるので、そういう河川全体の、ひいては、最後は人間が利用するという意味で、アユとかサツキマスに入ってきますけど、その前の段階のそういうものを支えている餌料になるような生物の生産全体を水系全体として上げるという考えから言うと、この河原になっているとかというのは非常にもったいない使い方と思うんですけどね。ここの丁川でどのぐらいまで滝山川に送っていて、全体の区間の中でどのぐらいの流域が河原といいますか、完全に水がないんですか。情報がありましたら教えてもらいたいんですが。

【田中調査設計第一課長】 丁川に関する詳細な情報は、今持ち合わせておりませんので、また後日相談させていただきます。

【福岡座長】 それでは、そういうことでお願いします。ただ、先生の言われたことは非常に、個々の数値よりも考え方の問題なので、一つ、これ県の話だとか何とかの話だというだけではないでしょうと、そういう思いをちゃんと出してほしいということで、これからはもう当然の話でするのでお願いしたい。ただ残念なのは、本当にこれ直轄区間を中心に書いてますので、その辺が伝わらないとしたら非常にまずいので、最初のほうにでもしっかりと県と調整しますというのが最後に出てくるんじゃないかと、意識しているということが出るようにしていくことですね。お願いしたいと思います。

どうぞ、お願いします。

【中越委員】 今、丁川のことが出たんですが、私もオオサンショウウオ等を調べたりしているんですが、かなりたくさんいて、加計町内に入るところでもそんなに水量が減っていることはないんですね。上流のところで多分変動するんだと思います。

次は、関先生がおっしゃった高潮堤防について探してみても、やっぱりどこにもないんですね。それで、例えば、これは私の案なんですが、82 ページの（3）の景観の一番最後に、「水の都ひろしま」のシンボルとなる都市景観と調和した河川景観の保全に努めます、なお、高潮堤防整備については、引き続き景観に配慮して実施することにします、と、これを入れれば不足はなくなると思いますが、いかがでしょうか。そういうふうに言い切っているのかどうか分かりませんが。

私の認識では、みっともない防波堤防をつくるなということになると思うんですよね。だから、都市景観に配慮した整備をしてほしいんであって、もう一つ出てきたところの河川環境になじむような景観とは違い、あくまでもまちの中の景観を言っていると思うんです。

【福岡座長】 そこは恐らく、私が座長として感じるのは、河川も高潮堤も河川の施設なんですよ。だから河川景観という言葉で一括りしていいかどうかは別として、河川景観なんです。そのときに、都市景観と調和した河川景観の保全に努めますというのは、もうこれは大きく全体のことを言っているんで、個別に、特別に高潮堤だけをどうこうということを書く必要はないということで、きっとこれ書いてるんだろうと思います。

私も、現実の高潮堤というのは場所によって非常にしっかりしたものにしなきゃならないし、景観そのものとのマッチングが最も大事なところもあるし、両方がほどほどでいうのもあるだろうということで、高潮堤に関して景観を考慮しますと言い過ぎてしまっても、本来の高潮堤の目的からしてそうはいかないというところもあるわけで、これはあまり特別書きをしないほうがいいのではないのかと、そこは特別書きするんじゃなくて、それぞれの都市景観にマッチするよなというのでいいんじゃないかなと私は思います。私はどちらかというと景観の専門家でなくて、安全・安心のほうの側なものですから、いつも施設をそういう目で見えて、いろいろなランクがあるんだということが出てて、かつ景観も意識していると。それで今回は随分、事務局が直したのは、治水のところは常に環境を意識しと書き、環境のところは治水を意識してというふうに、その調和を大事にするということを全編に、私と先生の強い意見で入りましたので、それはいいんじゃないのかなという思いがいたしますので。

【中越委員】 いいですよ。この都市計画と調和した河川景観の中に高潮堤が入っていれば。

【福岡座長】 それは通常の認識です。

【中越委員】 問題ないです。それで結構です。

【福岡座長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

私も1点だけ、簡単などころだけですが。

まず言葉の使い方なんです、本文がどうなっているかを見たら、やっぱりそうなんです、内水対策というのは世の中の人にはわからない。内水はん濫と言え、それははん濫ですから、内水のはん濫だと。内水はん濫対策なのか、内水はん濫被害なのかとか。やっぱりはん濫という言葉がどうしても内水にはつけておかないと意味が通じないということになりますので、ぜひ本文の中も含めて、それから御質問がそういう内水対策という言葉が出たから、それに対して答えたのかもわかりませんが、本文が内水対策になってますので、内水はん濫という言葉を入れていただきたいというのが1点です。内水というのは意外とわかってないというか、世の中の共通の言葉になっていませんので、一つお願いしたいと思います。

それからもう1点、これ意外と見過ごされているんですが、最後の11ページのその他の9番なんです。要は、広島の特性を活かして川とともに生きる河川都市行政を行うべきで、欧州等にある河川共存都市等を参考にして行ってみてはどうか。私が関わっているもっと大きな委員会では、これは本当にそうなんです。今まで我が国の日本だけを見てやってきて、都市行政と一緒にやらなきゃならない問題がたくさん出てきたときに、どうしていいかわからないわけです。都市は都市のやり方、河川は河川のやり方、それをはん濫というやつでつなごうとしても、何となく違うところにいるようになっている。ところがここに書いてある、この御意見をいただいた人が言っている河川共存都市というのは確かにヨーロッパにはたくさんできていまして、そこを上手にやっているんですね。私たちはこれを学ばないと、本当のいいまちづくりというのと、安全・安心でしかも豊かなまちというのはできないというのは、これは都市行政をやる人も河川行政をやる人も、みんなそれを考え始めているんですね、今。私もその一人になりつつあるんですが、これをぜひ軽く考えないで、太田川というのは日本の水の都として、やっぱり水面積も日本一のよな川の面積も大きいところですから、こういうことをいつも考えながらやっているとい

うことを見せていただきたいなと思うんですが、むしろ私よりも御専門の方がいらっしゃるから、そういうふうにはっきりとお思いだと思いますので、ここはそのまま放置しないで、少し反映する思いを見せていただきたいなと思いますけど。どなたか、この件に関していかがでしょうか。御意見ございましたらお願いしたいと思いますが。11 ページのその他の(9)です。これはぜひ勉強されることが必要じゃないのかということですね。意見としていただけたらと思います。

一通り御意見をいただいているんですが、きょう御欠席の委員の方から、このことにつきまして何か御意見いただければ御紹介ください。

【田中調査設計第一課長】 では、御欠席いただいている委員の方からの御意見を御紹介します。

お手元の資料5を御覧ください。1枚紙でございます。

高杉委員からの御意見ですが、河川は行政が管理するという意識ではなくて、地域住民が、自分たちが守り育てていくという意識を持つことが大切である。そのためには、河川を身近に感じる必要があり、子どものときから学校教育なども通じて、河川清掃であるとか自然体験活動等の川に接する機会を増やすことが大切である。また、地域の方々も、そういった子どもたちの活動をサポートすることで元気づけられている。ただ、継続して行うということが非常に重要であるという御意見をいただいております。

続きまして、永井委員からは、こちらには掲載しておりませんが、住民意見に対する対応については御了解をいただいております。

また、裏面ございまして、福田委員からの御意見です。

先ほど、大井委員からもございましたけれども、やはり太田川に対する関心が少ないということが課題である。例えば、治水で言えば整備の進捗というものと住民の方の安全に対する意識、こちらが向上することが重なって、地域の安全が初めて守られるのではないか。住民の太田川に対する関心を高めるためには、河川管理者だけではなくて、より住民の立場に近いNPOであるとか、市民団体の方々と連携することが必要である。また、そういった方々と連携するには、河川管理者が直接通じるということではなくて、地方公共団体等に橋渡しの役割を担っていただければいいのではないかと御意見をいただいております。

【福岡座長】 ありがとうございます。

ちょっと1点だけ、4ページ、この資料1で、ただいまの議題になっている4ページの

一番上ですが、下流デルタ域が満潮や洪水でも安全に守られるよう、早期に整備してほしいということが書いてありますね。それに対しては、そういうふうに整備を行うことにしていますと、78 ページなんですけど、この整備計画レベルで、もちろん計画は満潮時と洪水が一緒になったときに安全なように計画をつくるというのはいいんですが、この整備計画の段階でそういうふうになっていると考えるとよろしいということですか、ここに書いてある答えは。

【田中調査設計第一課長】 はい。整備計画の段階でも、そのようになっております。

【福岡座長】 計画規模に対して、それは本文の中のどこに書いてあるんですか。非常に大事なところですよ。さっき 3.4m、4.4m とか、高潮の話がありましたが、高潮の話と洪水の話が別なんだということがわかるように書かれているかどうか。それは、高潮はまだ段階進んでますよね。だから洪水と満潮時なんて言うと、高潮のことも意識されているんじゃないかなと、この方は。そこのところが、高潮堤は高潮堤として、高潮の外力に対してちゃんとつくりますと言って、今、段階的にやっています。それに対して洪水のほうは、もう満潮に対して計画の洪水が来ても大丈夫ですよということなんですか、高潮がないときで。

【田中調査設計第一課長】 そうです。

【福岡座長】 それがどっかに書かれているんでしょうかと。

【田中調査設計第一課長】 洪水に対しては、89 ページから流下能力図をつけておりますけれども、市内派川の上流のほうでございますが、こちらのほう、洪水対策として実施する区間でございます。水色に塗っているところが本計画の実施後に得られる流下能力でございます。こちらのほうを実施しますと、計画高水流量規模でも対応できるようになるということでございます。

【福岡座長】 そうすると、これ、資料が残りますので、今の私の質問した 4 ページの 11 番については、そういうことがちゃんと書かれているということを示す必要はありますか。大事なことだと思うんですけど。

【田中調査設計第一課長】 そうですね、流下能力等できちんと確保できるというところを加筆させていただきたいと思います。

【福岡座長】 ありがとうございます。

それでは、ほかには。どうぞ。

【河合委員】 もう一度、この利水の 6 ページのところなんですけど、可能ならばですけ

ど、(1)の一番最後の案のところ、加筆するところがまた、モニタリングを行いますで終わってますけど、モニタリングを行いますというだけでしたら、どうも何か、監視といますか、調べるだけで改善しようとしているという意味にとれないので、できれば、モニタリングを行うとともに改善に努めますとか。そうしないと多分この意見を言ってくださった方も、モニタリングを行いますだけでしたら納得できないような気がするので、改善に努めるという言葉を加えればどうかと思います、いかがでしょうか。

【福岡座長】 所長、いかがでしょうか。

【阿部所長】 この減水区間の問題というのは、まだ漁業関係者だけが着目をしている部分が多くて、市民全般の着目点になってないのと、それから減水というのは発電による減水であります。発電についてはいろんな思いがあって、特に基礎自治体については財政につながるような話もありますので、非常に難しい問題になっています。改善をするというのはここに書き込むというのは非常に難しく、関係機関との調整に努めますということは書いてありますので、その辺を踏まえてやらないと、なかなか答えが出ないというのが今の状況ではないかなというふうに思います。

【福岡座長】 ありがとうございます。どうぞ、部長、お願いします。

【大谷河川部長】 今、所長が言ったのは事実ですけども、必ずやりますととれるような書き方はできないんですけど、必要に応じてやりますと。発電等についても水利権の見直しの際に下流への維持流量もちゃんと出ささいという指導もしております。ただ、実際にそれぞれの施設、お金を出してつくられている方がいて、それぞれやっておって、それを許可してあるという、過去の経緯も踏まえて、いきなりそこへためた水をどんどん流ささいということができないのは事実ですけども、実際にそこで生態系に問題があるとか、このままではだめだという地域の声等も踏まえて、必要があれば改善しますという言い方を含めて、少し検討させていただけたらと思います。

【福岡座長】 では、そういう方向でお願いしたいと思います。確かに権限外というか、予算的な措置を持ってないことはできないんですけども、管理者としてやるべきことというのは何かということですね。

【大谷河川部長】 はい。

【福岡座長】 それでは、今の所長と部長のお話を少しこのところのところに書き加えるということにさせていただこうと思います。

ほかにはございますでしょうか。

それでは、第1の議題をここで。また後で必要に応じて御意見いただければよいと思いますが、ありがとうございました。

(2) 太田川水系河川整備計画(案)【国管理区間】について

・太田川水系河川整備計画(原案)【国管理区間】からの変更点

【福岡座長】 では、議題2の太田川水系河川計画(案)についてのうち、太田川水系河川整備計画原案からの変更点について、事務局から説明をお願いします。

【田中調査設計第一課長】 それでは、お手元の資料2を御覧ください。

前回お示ししまして修正をしました原案と、今回作成しております案の対比表を作成しております。時間の都合上、すべての修正を御紹介できませんので、誤字であるとか単純な語句の修正というのは割愛させていただきたいと思います。

また、大分ページが飛びますので、お手元の資料と合わせて画面のほうで映すようにしていますので、そちらのほうも御覧いただければと思います。

まず表紙でございますが、原案を案としております。

続きまして、目次でございます。一番下でございます4. 3、もとは河川環境の整備と保全及び河川の利用に関する目標としておりましたけれども、こちらのほう、法律に合わせまして項目名を修正しております。河川環境の整備と保全に関する目標ということで修正を加えております。

続きまして、本文の2ページ目でございます。先ほど御意見でもございました、下流・中流等の説明も加えてほしいということで、下流デルタ域、下流部、中流部ということで注釈を加えております。

続きまして、7ページ目でございます。太田川周辺の文化財を記載しているところがございますが、図の中、図2. 1. 4でございますけれども、太田川源流冠山でございますが、この源流域に冠高原のレンゲツツジの大群落というものが天然記念物でございました。こちらのほう、抜けておりましたので加えております。

続いて10ページでございます。太田川に関する主要洪水の一覧表を載せておりますけれども、こちらのほうで下から二つ目、精査による数値の修正としまして、平成17年の2日間の流域平均雨量、240として修正をしております。

続いて17ページでございます。こちらも住民の方の御意見を踏まえて追加したところがございます。これまで太田川で実施されました治水事業については、事業用地の提供で

あるとか家屋移転など、多くの方々の御理解と御協力により進められてきましたということに加えさせていただいております。

続いて、20 ページでございます。表の中で、太田川水系の治水に関する沿革をまとめておりますが、下から三つ目、2004 年、平成 16 年の高潮被害が抜けておりましたので、こちらのほうを加えております。

また、次のページの 21 ページでございますけれども、水利用に関する経緯をまとめております。中段でございますが、太田川からの水利用でございますけれども、広島市のほか、島しょ部であるとか、県境を越えて愛媛県にも供給されているという記述がございましたが、こちらの記述は誤りでございまして、愛媛県には太田川の水は供給されておられません。ですので、そちらの記述を削除しております。また、データ更新にともないまして、記述を若干修正しております。

続いて、22 ページでございます。こちら先ほどと同様、流域平均の 2 日間雨量、平成 17 年の雨量を修正しております。

次のページの 23 ページでございます。堤防の整備状況をまとめておりますけれども、こちら数値を精査してございまして、若干数値が変更となっております。

続いて、28 ページでございます。平成 17 年の台風 14 号の被害の状況をまとめたものでございますが、浸水家屋の戸数、床上浸水戸数、こちら精査により数値を修正しております。

続いて、47 ページでございます。流下能力図それから堤防高の縦断図を掲載しておりますけれども、精査をいたしまして、山付区間に若干修正がございましたので、ほかの箇所もあわせて修正をしております。こういった修正、ほかに 48 ページ、52、54、101、102、107 ページのほうで、流下能力図と堤防高の縦断図を修正しております。

続いて、49 ページでございます。51 ページにもございますけれども、橋梁の名前に誤りがございましたので、こちらのほうを修正しております。

続いて、55 ページでございます。表 3. 2. 2 で、発電ダムの諸元を掲載しておりますけれども、立岩、樽床、玉泊ダム、完成年月に誤りがございましたので、こちらを正しいものに修正しております。

続いて、64 ページでございます。水質に関する現状と課題をまとめているところでございますけれども、新しい水質指標に平成 20 年度の値を入れておりましたが、平成 21 年度のデータに更新をしております。

次のページの65ページでございます。中段にあります水の都ひろしま構想のところでございますけれども、個性と魅力ある川を目指すべくとしていたものを、水の都ひろしま構想そのものから引用しまして、水の都として魅力的な都市づくりを進めていくためのよりどころとしてと修正しております。また、65ページの下のほうでございますけれども、河川空間の利用としまして、平和記念公園の来訪者の憩いの場としておりましたが、こちらのほう、来訪者だけではなくて市民の方々にも利用していただいているということから、市民ということを加えております。

逆に、次の66ページでございますけれども、中流部の利用でございます。市民だけではなくて、遠方からも利用者があるということで、遠方からの来訪者も含めということで加えさせていただいております。

続いて、75ページでございます。こちら、水の都ひろしま構想でございますけれども、原案のほうでは、国、県、市、市民が主体となりとしておりましたが、こちらのほう、協働によりということで修正をしております。

続いて、81ページでございます。項目名を修正しております。一番下の(2)、原案では河川の利活用としておりましたが、正常流量も記河川の適正な利用としており、若干差別化をするために、河川空間の利活用として修正をしております。

85ページでございます。住民の皆様からいただいた御意見を踏まえまして、河川整備の項目の一番上のところに、整備を行う際には治水と環境の調和を図り、川の営みを活かした川づくりに努めますということで文章を加えております。

次のページ86ページの整備の箇所でございますけれども、こちらのほう、天満川でございますが、高潮区間との整備、差別化を行いまして、区間を修正しております。ただ、前回原案を示したときと整備自体は変わっておりません。

97ページでございます。こちら内水対策、内水はん濫に対する対策をまとめております。現在、国、県、市三者で検討を進めておるところでございます、必要な内水対策を実施してまいります。

次のページ、98ページでございます。こちらも住民の皆様からいただいた御意見を踏まえて修正したところでございますが、中流部の整備に関しまして、家屋浸水対策を優先して対応するという、また、整備計画期間内に河川整備を実施する箇所を含め、適切な河道管理により流下能力の維持に努めますということを加えております。

続いて114ページ、ちょっと飛びますけれども御覧ください。こちらの文章の追加、語

句の追加につきましては、住民の皆様からいただいた御意見を踏まえて修正しております。まず一番上でございますが、太田川を誇りに持てるよう、また中段の正常流量も最後のところでございますけれども、流況変化や水質への影響、また生物のモニタリングを行いますとしております。先ほどいただいた御意見も踏まえまして、必要に応じて改善を行っていくというところも加えたいと思います。

また、自然環境でございますけれども、次世代に引き継ぐであるとか、太田川の環境の特性を把握・分析・評価するということをいただいた御意見を踏まえて修正しております。そして、下のほうにございますけれども、森と海を結ぶ水の回廊という役割を果たしているというところも加えております。

続いて、116 ページでございます。こちらも住民意見を踏まえて修正したところがございます。川と人とのつながりを強めという点、また次世代に引き継がれるようというところを加えております。

次のページの117 ページ、こちらの図5. 3. 4で、元安川を加えております。もともとの原案のほうでも元安川を含んだ区間を示してはありましたが、元安川という記述が抜けておりましたので、今回加えております。

次のページの118 ページでございますけれども、こちらも住民の意見を踏まえて修正したところがございます。太田川を軸とした多様な景観・文化を次世代に引き継ぐため、地域の魅力を活かした護岸等の整備に努めますとしております。

続いて、122 ページでございます。河道管理の樹木の伐採に関しまして、コスト削減の取組を行うというところで書いてありましたが、具体的な実施内容、伐採木の無償配布等を行うというところに加えております。

続いて、123 ページ、こちらは飲料水とさまざまな水利用がされているというところ、多様な生物が生息しているというところを、水質事故対策に加えております。これも住民意見を踏まえて修正しております。

124 ページでございますけれども、まず環境のモニタリングでございますが、住民の意見を踏まえまして、広範囲、連続的なモニタリングを行うということ、また、G o G i 通信等で結果を広く公表するというところを加えております。また、(2)の土砂動態の把握につきましては、こちらは砂利採取等を実施する場合がございますので、そちらのほうでも土砂の動態が変わるというところで、文章を加えております。

続いて、126 ページ、127 ページでございます。126 ページにおきましては、人と川と

のつながりがよりよいものになるように、河川環境教育を推進するということを加えております。また、127 ページにおきましては、災害時の情報伝達、それに対して定期的に訓練を行うこと、また、平常時から情報の共有化を行うということを加えております。

続いて、129 ページでございますが、こちらハザードマップを掲載しております。今年度に入りまして、12 月でございますけれども、広島市のほうで新しいハザードマップを作成しておりますので、そちらに図を差しかえておりますとともに、本文のほうでは、河川管理者が作成しました浸水想定区域図に基づき、ハザードマップを作成するというところを若干説明を加えております。

また、130 ページでございますが、こちら住民の意見を踏まえて修正したとことでございます。源流の森林から海域、広島湾までというところで修正をいたします。また、太田川再生フォローアップ委員会の基本理念を追加いたしました。

最後、132 ページでございます。こちら住民意見を踏まえて修正をしております。太田川をより身近に感じられるようというところで加えております。

以上になります。

【福岡座長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのこの整備計画（案）、これにつきまして修正箇所を含めて御意見をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

どうぞ。

【日比野委員】 ちょっと不明点の質問をさせてください。これは福岡先生のご専門と思えますけれども、124 ページで文章が追加され、土砂動態の把握という箇所ですが。河道の安全を確保しつつ流量を確保するためには、堤防をつくるか、土砂を採掘して流量面積を増やすということになると思えます。土砂をすくい上げれば当然たくさん流れることになります。今回の計画とは別途に土砂採取があり得ますよという文章が記述され唐突な印象を受けたのですが、これはどういう内容なのでしょう。

【福岡座長】 私よりも、まず事務局から。今の御質問に対して御意見として。

【田中調査設計第一課長】 こちらのほうは、土砂動態の把握というところで河道の平常等を踏まえて、適切な維持管理、掘削を行っていくというところで、河川管理者のみ行うところを書いていたんですけれども、先ほど日比野先生がおっしゃったように、河川管理者以外でも実際に砂利採取を行うことがありますよというところで、少し補足的な説明ではございますが、加えた経緯がございます。

【福岡座長】 これ、要るんですかね。河川管理者がこれを許可するわけでしょう。なぜ加わったのか。

【中越委員】 入るとしても、この追加した文章は、この図がある後にあっていいわけですよね。この図の部分は土砂動態の把握とその対策に対して書かれていて、それとは別に、砂利をとる人がいたときに許可もするんだというふうに言われてる。これは混乱しますよね。

【福岡座長】 恐らく砂利採取、例えば変なところに土砂がたまっていたり、深掘りばかりじゃなくて、洪水が出たりするとたまりますよね。そういうものを砂利採取業者にとっていただいて、それで、その一部を護岸に、維持管理に使うとか、いろいろ方策があるわけですよ。そういう意味では、これはやり方の一つなんですけど、何かやり方を書いているということで、ちょっとレベルの違うことを書いているような気がするんですよね。砂利採取法に基づいてやるというのはあるんだけど、何でこれを、砂利を採取する人たちのことを書いたのかって、よく意味が通じない。

【中越委員】 幾つかある選択の一つの言いわけですよ、これ。

【日比野委員】 その辺は専門家の方々にお任せをすることにして、こういうことによって例えば止水域のようなつまり、池みたいなものができ上がるのではないかと、一瞬気になったものですから。基本的にあるべきものはあるべきものとして記述しておいていただければ結構だと思います。

【福岡座長】 ありがとうございます。

先生の言われているようなことではなくて、やっぱりこれはどちらかというところ、すごく河道として土砂の面からちょっと問題だなというところは砂利を採取するというところ、それから、砂利というのが建設資材として非常に重要なので、それはやっぱり許可の中でやっているということで、何かその辺があいまいになってしまってますよね。むしろ、私どもがもう少し議論する必要があるところですねということにしておきます。よろしいでしょうか。

【日比野委員】 はい。

【福岡座長】 どうぞ、部長。

【大谷河川部長】 すみません。事務局のほうで少し中を精査させていただいて、内容を考えさせて、場合によっては書く位置を変えるか、外すか。今ちょっと流れの中で、確かに少し異質なものが飛び込んできているような気がしますので、その辺は調整させていた

できます。

【福岡座長】 ありがとうございます。お願いします。

ほかには、どうぞ。

【関委員】 文化財のところですけども、7ページですかね。ここの宮島のことは省かれてもいいんじゃないですかね。太田川から随分離れてますので。ですから、太田川流域図にも宮島は出てきませんので、宮島のことは削除されてもよろしいかと。それと、今、実は、広島市の文化財に電話をして確認したんですけども、原爆ドームは国指定の史跡です。史跡かつ名勝なんです。ですから、世界遺産というのはユネスコが決めたので、国内法的には文化財保護法のほうが上位ですから、世界遺産は後でもいいです。ですから、原爆ドームは国指定という言葉は使っちゃいけない、史跡かつ名勝、史跡名勝と呼ぶ。それから平和公園全体が名勝なんです。国指定の名勝。ですから、史跡原爆ドーム及び名勝平和公園です。かつ、そこが、原爆ドームだけは世界遺産、かつ世界遺産と入れてください。

その下のところに広島城のことが書いてあるのは、これ一般の方はほとんど御存じないんですね。これ大変、国土交通省が犠牲を払ってやっておられるので、ここのところは要領よくまとめて書いておられるので、大変ありがたく思っております。

あとはいろいろ文化財あるんですけども、代表的なもので平和公園と原爆ドームと筒瀬八幡でよろしいかと。それから三段峡ですね。

それから、追加された冠高原のレンゲツツジが非常に微妙で、もしかしたらこれ、小瀬川の流域かもしれないですよ。それで実はこれ、非常に複雑な歴史がありまして、当初指定されたものが破壊されちゃって代替地をつくったんです、レンゲツツジの。そこがどうも小瀬川の流域みたいに思うんですけど、これは廿日市の担当者に電話しても全然わからなかった。ですから、ちょっと私が詳しい地図を見て判断して、また後でお知らせしますので。これは太田川の流域なのか小瀬川の流域なのか、物すごく微妙なところですよ。追加していただいたら大変ありがたいと思います。以上です。

【福岡座長】 よろしくお願いします。その厳島神社、どうぞ。

【田中調査設計第一課長】 厳島神社につきましては、整備計画全体が流域全体、広島湾から源流域までを含めたものということで、広い視点で考えたいということから、厳島神社を下に加えさせていただいたものです。

【福岡座長】 それは、加えた理由ですね。どうぞ。

【関委員】 それだったら、宮島全島が国指定の史跡名勝なんです。かつ、もし厳島神社

を入れるとなりますと、建造物は太田川流域にいっぱいあるんですよ。だからここは、7ページの図の表題を直されたのは非常によかったと思うんです。文化財と言ったら、民謡とか、踊りとか、書籍とか、絵画とかいっぱい入ってきますから、ここで史跡名勝天然記念物と限定されたのは、すごくよかったと思うんです。ですから、そうすると厳島神社を入れちゃいけない、建造物ですから。そうすると、宮島全体が国指定の史跡、特別史跡と別名称ですから、もしどうしても宮島を入れたかったら、特別史跡特別名称厳島と書かれたほうがいい。私は入れなくてもいいように思いますけど。

【福岡座長】 代表で入っていらした文化財の先生がおっしゃられるので、そういうふうにしてさせていただきます。

【田中調査設計第一課長】 はい。

【福岡座長】 これは随分いろいろな意見が出まして、せっかくだから広く見ようよという話の中でこれが出てきたんですが、そこまで言っていただきましたら、それであればそのようにさせていただくということにしますか。

ほかにはいかがでしょうか。

【中越委員】 提案というか、こういう書き方がいいのかどうかわかりませんが、129ページにハザードマップを、広島市が出されているのがありますよね。これはハザードマップですから、多分ホームページとか何かですぐ見れるんですよ。今の段階で、どこで見れるかみたいにして、出典を書いておかれたほうがいいのかと思います。

【福岡座長】 それはぜひお願いしたい。ありがとうございます。

私のほうからも1点お願いします、ちょっと勘違いがあったら直していただきたいんですが、98ページなんです、洪水対策の1. 河道整備の3行目、直したところです。中流部においてはなんです、沿川の土地利用等を考慮し、輪中堤整備、宅地嵩上げ等による家屋浸水対策って書いてあるんですが、家屋浸水というと床下も入るんですか。すなわち、これは床上浸水対策のことを言ってるんですよ。だから、正確には家屋の床上浸水対策じゃないですか、優先するのは、この整備計画の中では、どうなんでしょうか。教えてください。

【阿部所長】 先生のおっしゃるとおりでございます。床下浸水は、今回は対象にしておりません。

【福岡座長】 だから、家屋浸水対策というと全部入っちゃいますよね。だからここでは、整備計画の中では、家屋床上浸水対策を優先して対応することとしています。こうやって、

加えるのであれば正確でないといかんですよね。ちょっと御検討ください。

もう1点は、先ほど河合先生からお話があったものをここに入れるということになるんですが、後で文言は考えていただくことにして、確認です。先ほどの生き物の話のところで、減水区間の話ありましたね、どこかその次ぐらいの。これ忘れないように。ここです、114 ページ。ここは、この語句の追加のところは、よろしく御検討くださいということですね。

ほかにはいかがでしょうか。いろいろ大変苦勞をされて。私これを見てて、治水と環境というのを相当整備されて一緒にやるんだということがあちこち出てきて、これは書いてるだけじゃだめですからね。本当にこれをこの思想でやるということは、相当重い話で、太田川でないと、太田川だからこそういものが出てるということに考えていかないと。私の知っている限りでは、もう代表的な川で、多摩川と太田川というのはこういう使命を持っているんですよね。そういう意味で、ぜひ先ほど来、皆さんから御意見出たところを実行していただくということですね。

ほかにはどうでしょうか。

それでは、きょう御欠席の方の御意見がありましたら、お願いします。

【田中調査設計第一課長】 欠席の委員の方々の意見につきましては、資料5になります。

高杉委員、永井委員、福田委員から御意見をいただいておりますけれども、整備計画の案については、おおむね了解をいただいております。

【福岡座長】 ありがとうございます。

・費用便益分析

【福岡座長】 それでは、次に、太田川水系河川整備計画（案）における治水事業と環境事業の費用便益分析について、これについての御説明をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【田中調査設計第一課長】 では、資料3-1から3-3を御覧ください。

まず、資料3-1で御説明差し上げますけれども、整備計画に記載されている今後の整備に関する事業の評価を行うものでございます。公共事業に関しましては、平成22年4月1日に出されております、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領というものがございます。この中で、公共事業の実施に当たりましては、目的としまして、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層向上を図るため再評価を実施するとされております。

また、次の第4、赤字でございます整備計画におきましては、学識者等から構成される委員会等での審議を経て、これは太田川で言う太田川河川整備懇談会になりますけれども、こちらの審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続が行われたものとして位置づけるとされております。

今回、この懇談会で御意見をいただく整備内容に対する事業評価、こちらが妥当と判断された場合には、この審議が行われたものとしまして、その結果を一番下でございます、事業評価監視委員会というものに報告をするという流れになります。

この事業評価につきましては、裏のページでございますけれども、再評価の視点というのがございます、社会経済情勢等の変化であるとか投資効果、事業の進捗等を踏まえまして、妥当かどうか判断するというところでございます。

それでは、これから具体的に治水それから環境について、それぞれ事業評価を御説明差し上げます。

資料3-2を御覧ください。まず、治水に関する事業評価、費用便益分析について御説明いたします。

1ページを御覧ください。こちら、事業の必要性等に関する視点でございます。これまで、第8回までにわたりまして御説明差し上げたとおり、太田川におきましては、近年でも洪水、高潮の被害を受けておりまして、引き続き堤防等の整備を進めていく必要がございます。

次のページ、2ページ目からでございますけれども、こちらも必要性に関する視点としまして、太田川に関するはん濫域の中には、鉄道であるとか主要な道路、また公共施設であるとか病院等の重要な施設が数多く存在しているという状況でございます。こういった施設を守るためにも整備が必要ということでございます。

続いて7ページでございますけれども、事業の進捗の見込み等の視点でございます。

こちら整備計画の案でも記載しておりますとおり、今後おおむね30年間で実施する事業につきましては、上下流バランスであるとか進捗状況、事業効果の早期発現等を踏まえまして、河川整備を順次行っていくこととしております。

続いて8ページ目、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点でございます。

こちら、まずコスト縮減の可能性でございますけれども、根谷川でございますが、河道掘削をかなり行うところございますので、この根谷川の土砂を根谷川の堤防築堤、天満川古川の築堤に有効活用するということでコスト縮減を図っていきたいと考えております。

続いて、9 ページから 13 ページまでは代表地区のみになりますけれども、代替案というところでその可能性を考えております。それぞれ、三篠、根谷、高潮というところでまとめておりますけれども、表の一番左が現在の整備計画の河道の案となっております。

三篠川におきましては、輪中堤を河道掘削で対応する箇所ございますけれども、これに對しまして、その右にございます、例えば堤防の嵩上げのみで対応する案、連続堤と河道掘削で対応する案、次のページにございます河道掘削のみで対応する案、そして宅地嵩上げと河道掘削で対応する案といったところで、社会性、経済性、環境への影響等で比較しております。

例えば、堤防嵩上げのみを実施する案としましては、事業経済性の面から、コストが整備計画案に對しまして 1.8 倍となるというところ、そういったところから、ほかの案とも比較しまして、現在の整備計画河道案が妥当であると考えております。

根谷川におきましても同様の比較をしまして、現在の堤防築堤それから河道掘削の案が妥当であるということで考えております。

また、13 ページでございますが、高潮堤防についてでございます。こちらのほう、左側が整備計画河道案になっておりますけれども、これに對する代替案としまして、河口それから途中まで高潮堤が整備されているところにおきましては、それより上流の区間を守るために防潮水門を設置するという案でございます。こちらにつきましても、コスト比較でいうとかなり高価なものになりますので、高潮堤防を実施する案が妥当であるということで考えております。

続いて、費用便益分析が 14 ページからでございますけれども、こちらの費用便益分析は B/C といいまして、整備によって得られる便益 B と、費用、整備にかかる、事業にかかる費用、それから維持管理にかかる費用 C を計算しまして、B/C を計算するものでございます。便益 B につきましてははん濫シミュレーションを実施しまして、想定被害額を算出いたします。整備実施前の Without から整備実施後の被害額 With を引きまして、そちらの差額が便益になってまいります。整備につきましては、整備期間とその後 50 年間の事業の効果の発現というところで、合計した値が総便益となっております。これに對しまして、費用 C のほうにつきましては、整備期間における事業費の合計、それからその後 50 年間の維持管理の合計を積み上げてコストとしております。

16 ページが整備計画に記載しております治水に関する事業の内容になります。こちらにおきましては、築堤、河道掘削等、基本的なもの、それから質的整備であるほか、耐震

対策、また内水はん濫に対する対策も計算に入れております。

続いて 18 ページでございますけれども、こちら、代表的なものを入れておりますが、With と Without、整備実施後の被害解消が右側でございます。下流デルタ域、下流部におきましては、赤い点線で囲っているところが整備実施後におきましては浸水被害が解消されるというところでございます。こちらの右側と左側のはん濫区域内にある家屋であるとか事業所の資産を計算しまして便益を計算しているところでございます。

19 ページでございますけれども、基本方針レベルの 100 分の 1、それから 100 分の 1 の区間ございますが、それぞれ段階的に流量規模を変えていったときに発現する便益というものを積み上げて、総便益を計算しているところでございます。

20 ページのように、経年的に見ますと、上の方、水色で塗ってあるグラフになりますが、こちらが便益、下のほう、緑色で塗ってあるところがコストになります。こちらの便益、コストを比較しまして、結論といたしましては 21 ページでございますけれども、左の方でございます整備計画におきましては、4.13 というところで B/C が出ております。また、感度分析というものも行っておりまして、今後のコスト縮減であるとか社会情勢の変化、地元の調整等で事業費、工期、資産がプラマイ 10% で変化したときに、B/C が出るかどうかというところを計算しております。こちらのほうでも投資効果が得られるという結論を得ておりまして、22 ページでございますけれども、対応方針といたしましては、太田川河川整備計画（案）に基づき事業を実施することが妥当であるということで考えております。

続いて、環境における費用便益分析でございます。

資料 3-3 を御覧ください。

環境に関しましては、1 ページ目でございますけれども、中流部の上殿地区それから下流部の古川のアンダーパス、そして下流デルタ域の底質改善であるとか、河川管理用通路の整備等を行うということで、整備計画のほうには記載しております。

それぞれの事業につきましては、2 ページ目から記載しておりますけれども、上殿におきましては、事業を実施することによりまして、水辺に階段であるとか管理用通路を整備することによって、安全に水辺の利用ができることとなります。

3 ページ目でございますけれども、下流デルタ域の底質改善それから管理用通路の整備でございますけれども、これを実施することによりまして、安全な水利用ができるようになります。また、底質改善後には有機泥に足をとられることがなくなるという効果が得ら

れます。

4 ページ目でございますけれども、昭和橋のアンダーパスでございます。こちらの整備を行うことによりまして、連続性が確保されますので、住民の方々が安全に川を利用できる、移動できるという効果が得られます。

環境に関する費用便益効果の費用対効果分析につきましては、5 ページ目からでございます。こちらは治水と異なりまして、住民の方々にアンケートをとり便益を算出するというものになります。

6 ページ目でございますけれども、上殿地区につきましては TCM、トラベルコスト法というものを用いまして、事業を実施することによってどれだけの人がここに集まってくるかというところを計算しまして、便益を算出しております。また、下流デルタ域の底質改善であるとか環境整備、古川のアンダーパスの整備については CVM という手法をとります。こちらにつきましては、この環境整備事業を行うことに対して、あなたはどれだけ費用を負担できますかというアンケートをとりまして、その額によって便益を算出しております。

次の7 ページ、8 ページにおきまして、それぞれの地区のアンケートの結果を記載しております。上殿につきましては、グラフに示すように青いプロット、それから赤いプロットの間で、整備実施前後の変化がございますので、この間のものが便益になります。そちらを算出しまして、年便益が1億9,400万円という計算結果になります。

また、8 ページでございますけれども、CVM を用いた昭和橋のアンダーパス、それから下流デルタ域の計算をいたします。アンケート結果によりますと、月々下流デルタ域では291円という支払意志額、これだけ払ってもいいよという結論を得まして、昭和橋のアンダーパスにおきましては175円、世帯当たり払ってもいいよという結果が得られております。こういったものをすべて計上いたしまして、総便益を算出しております。

次のページでございますけれども、総便益につきましては上殿、昭和橋、それから下流デルタすべて含めまして134億円、総コストにつきましては、やはりこちらも維持管理費も含めまして9億8,400万円というところでございます、B/C、費用便益費を計算しますと13.7という結論が得られました。

また、12 ページでございますけれども、その他の項目といたしまして、事業の進捗の見込みというところでは、既にかわまちづくりの支援制度の登録等を受けまして事業を進めているという点、また水の都ひろしま推進協議会で協議しながら、水辺整備を進めているという点、そして古川におきましては、地域住民の皆さんと意見交換をしながら整備を

行っている点ということで、今後の事業進捗というところでは支障がないということで判断しております。

また、13 ページでございますけれども、コスト縮減や代替案の立案というところがございますが、整備に当たりましては、別工事で発生します土砂を盛り土等へ流用するという。また、除草等につきましては、地域の皆様と協力体制を確立することでコストの縮減を図るというところで、全体的なコスト縮減を図っていきたいと考えております。

以上を踏まえまして、環境事業におきましても引き続き事業を継続することが妥当であるということで、事務局としては考えております。

説明は以上になります。

【福岡座長】 ありがとうございます。

ただいまの治水と環境の費用便益分析結果につきまして、事務局から御説明いただきました。委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。どうぞ、お願いします。

【中越委員】 大変申しわけないんですが、治水に関する便益に関しては、これは大いに有用だろうと思うんですけど、果たしてこの環境というものの費用便益分析をする必要があるのかどうか。そして、ここで対象にしている環境はあまりにも限定されていますよね。これでもって太田川の豊かな自然そのものの便益を計算されるのはいかなものかと思うんですけど。

【福岡座長】 御説明お願いします。今の環境について。

【阿部所長】 いわゆる自然生態系も含めた全体での環境評価という形ではなくて、環境事業に対する評価だけになっているんです。

【中越委員】 大変申しわけない言い方なんですけれども、環境事業によってよくした環境は、その部分だけではありませんよね。もっと広い範囲ですよ。だから、ベネフィットはもっと大きいわけです。だから非常に過小な評価になってしまうし、トラベルコストとか CVM とかおやりになるのはわかりますよ、幾ら払うのかという話で計算されるんだと思いますが。そもそもお金を持ってない生き物たちのためにやっていることをお金で計算するというのは、私にはどうしても納得がいかないし、試みにやってみて無駄ではないんだということをおっしゃるならいいけれども。繰り返しますが疑問に思います。

【大谷河川部長】 先生のおっしゃるのはごもっともだと思います。ただ、今、環境に関してなかなか費用効果を分析する手法というのがなく、我々の中でも検討しております。我々の事業というのは、国民の税金を使ってものをつくるということで、実は治水事業も

そうなんですけど、非常に過小評価しております。必要最小限、絶対これは大丈夫だとい
うところだけをやっている、実は被害があった後復旧するためにどれだけ大変だとか、ご
みの後始末をどうするとか、治水も実はそういう被害を全然入れてないんですよ。水に浸
かったらこれだけ資産が減りますというだけを被害額としてカウントしていると。環境の
ほうも実は人が来てくれるということだけを入れていて、実はその周辺全体に対して、で
はどれだけの効果があったとか、そういうのは見てないというのは御指摘のとおりだと思
います。ただ、少なくともその効果を最少に見積もっても、とりあえず事業として入れて
おける以上はありますというぐらいのところということで御理解を一ついただけたらと思
います。

【福岡座長】 どうぞ、お願いします。

【関委員】 この費用便益分析というのは治水と環境であって、利水についてはしないん
ですか。

【大谷河川部長】 技術的には利水もありますし、それから総合とか、いろいろと中では
やっております。ただ、今マニュアル等で、こういう事業のときは、治水事業と環境につ
いて行うということで言われております。ただ、この効果の検討については、我々の中
でも今、課題として今後どういうことを、要はより正しくやっている事業を把握するた
めには、きっちりとした検証が必要ということは認識しております。検討はしております
けれども、今の段階ではこういう形というのが全国的に使用されております。

【福岡座長】 皆さん、治水の7ページを開いていただきたいんですが、今の御意見を受
けながら、やっぱり治水についてはよくわかると言っていたんですが、それでもこ
ういうふうに、今後30年間で1から7のメインとして挙げている大きな治水事業につ
いてこれだけありますよと。それがこういう時間、タイムスパンの中でこういう順番でやっ
ていくんですよと、こういうことを書いてあって、その1から7までそれぞれいろいろな
やり方がある代替案を出してきて、その代替案を大ざっぱに計算すると、おのずから税金
を使ってその場所の持っている意味を考えながら、どれが望ましいかというのが、今、従
来やられているB/Cの方法で見積もると。そういうことをやるとこの程度のコストに対
して利益率はこれくらいあるんですよということが出てくる。これがわかりやすい例として、
私はあえて申し上げたいんですが、太田川がこういうことをこれから順番にやっていく
ことによって、流域全体の治水上の安全度が上がるんだという、それを、税金を使ったとき
にどれくらいの使い方をこういうところにやればいいのかを含めて、皆さんに判断しても

らうための一つの方法だというふうにお考えしていただきたいと思います。

環境につきましては、私も今、御指摘のあったものだろうと思いますが、一番大事なものは公共事業という名のもとで税金で行うので、それなりの根拠を持って計算できるものについてやっているというだけで、もっともっと広いというのは言うまでもないことで、それは私なんか、さらに、部長が声を上げた以上に声を上げて言いたいぐらいのところなんですけれども、これくらいのところで控え目に見積もっても、今の治水と環境という、太田川のこれからやろうとするところの価値はあるのではないのかということを生懸命説明をされたということだろうと解釈しております。皆さん、私も含めて、これに対するそれほど専門家でないのですが、もう一つだけ率直に言っておきますと、全国こういう整備計画を、今、109水系でつくってまして、同じやり方をやって、そういったときに見たときに、太田川というのはどういう位置づけにあるのかと。横並びに見たときに変なことやってないよと、これは非常に大事なことをやっている川なんだと、この川の特徴はこういうところにある、治水と環境と両方面から非常に重い川で、ちゃんとやっていかなければだめだということが、そういう川なんだということが、109水系で横並びにこういうものを見たときに出てくるんだというふうに私は考えます。かなりそういうかかわりを持っている者としては、太田川はそういう意味ではまじめにこういうやり方をしながら、これからつくり上げていくのかなというふうに私は思っているということを御紹介しておきたいと思いますが。

ほかには皆さん、どうぞ、疑問点等がありましたら、お願いします。

【河合委員】 細かいことかもしれないですけど、治水の9ページのところで、三篠川の一番左が結局コスト率が一番低くて一番いいと、丸になってますけど、これは結局、河道掘削で結構大規模にやって、もうちょっと広く見たのが16ページで三篠川の掘削の対象の区間を見ると結構長いですね。青で書いてあるものの上流端というのは、国交省の管轄区間の上流端ぐらいですかね、ほとんどですね。となりますと、このあたりは御存じのように、特にタナゴ類ですね。コイ科の魚とかで、いわゆる湾処とかがすごくありまして、9ページのこの茶色で塗ってあるところを見ても、いわゆる湾処が一番たくさんある住みかになるような湾処があるところを掘削となっているんですけど、これを16ページのように大規模にやりますと、かなり影響は避けられないと思いますが。ただ、太田川の場合には、芦田川みたいにスイゲンゼニとか、ましてや淀川みたいにイタセンパラがいるわけじゃないので、そういう重要種はいないんですけど、コストの比率を考えるとこれしかない

とは思いますが、そういう整備計画にもうたっているそういう生物の生息環境もちゃんと維持、保全するという考えからすると、かなり影響は避けられないと思うんですけど、それに対してどういうお考えですか。口固いことなんですけど。

【福岡座長】 どうぞ、説明をお願いします。

【田中調査設計第一課長】 確かに、三篠川の上流のほうは、掘削を行うところがかなりあるんですけども、掘削を行う際にもできるだけ、現在の環境、特に魚付き林になっているところであるとか、ワンド、たまりになっているようなところでは、ところについては保全を、またはそこをどうしても切らないといけない場合はミティゲーションということで、若干それらの位置をずらして河道を形成するというところで環境への配慮を行っていきたくて考えています。

【河合委員】 ほんの少しのことで、ほんのちょっとしたことで結局、人間から見るとこれでいいやと思ってても、それが魚にとってはだめということがあります。よく知られた例が淀川のイタセンパラで、イタセンパラも御存じのとおり、ほとんど淀川では絶滅宣言出されてまして、あれももっと大規模な工事だと思いますけど、それで、多分これぐらいだったら残してるので大丈夫だろうと思っていたのに、結局はほとんど絶滅になりました。新しくまた、今かわるところをつくって、そこで保護事業をやっているんですけど、やはりうまくいってないというのが現状だそうなので。というのは太田川の場合には本流が、御存じのように高瀬堰から下のあたりは、本来はやはり、もともとワンドとかがあったんでしょうけど、今はほとんど僕が見る限りなくて、きれいな運動公園とかゴルフ場とかになってまして、完全にある意味で、そういうコイ科の魚m商業上の価値がないような魚にとっては本流の下流域というのはほとんどいい環境にはないですね。それから言うと三篠川というのは今、唯一太田川水系に残された重要な環境なので、そのへんをよく考えた、計画でうたっているとおりそういう生息条件、環境を保全するような方法を考えてもらいたいと思います。ほんの少しのことでも結構破壊されるというのがあります。

それともう一つだけいいですか、ついでに、さっきこの計画のところで言い損なって、言葉の表現だけなんですけど、132 ページで、修正で太田川をより身近に感じられると、これは確かにこの言葉が入るほうがいいと思うんですけど、この一番上の自然環境を活かした河道を形成、保全するとともにという、この書き方ですと、体験活動とかに適した、あるいは環境学習とかをもっと効率よく行うために整備するというんじゃなくて、整備ちょっと近寄りがたいですけど、やはり今、この書き方ですと、整備した後で、そういう目

的で整備されなくて、治水とか利水のために整備した後で、そういうところを大いに利用するという考え方、そういうふうにとらえられますので、やはり今の流れから言うと、特に若い世代とか子どもたちとかに、そういう体験学習とか、実際には本当に、ただ観察じゃなくてさわってとか、釣ってとか、そういうことを経験するのは非常に大事なことで、そういう環境体験学習とか環境学習とかに資するように整備をするというふうに、そのための整備を推進するというふうには書けたらと思うんですけど。言葉だけかもしれないんですけど。

【福岡座長】 するとともにじゃだめなんですか。

【河合委員】 そうですね、何か。

【福岡座長】 前段は太田川の自然環境を活かした河道を形成、保全するとともにというのは、できるだけ自然性豊かな河道断面とか縦横断を考えたいというのが1点と、それからもう少し、そこを子どもたちもちゃんと環境学習に使えるようにと。

【河合委員】 いや、それでいいと思うんですけど、実際、例えばいろんな河川でそういう体験学習とかのために整備されたところを見てみても、はっきり言ってあまり適した状態になっているとは言えない。例えば、きれいに整備されてて、確かにアクセスしやすいんですけど、石の上に何も虫がいないとか、魚も全然いないとか。あるいは湧水で、多いですよ、形だけみたいな感じ。本当の意味でちゃんとそういう学習とかに十分に機能するようなところにされているかというのが疑問に感じるところありますので。そのための整備をするというのが、何かそういう考え方でもいいので、気持ちでもいいので、少し加えられたら。

【福岡座長】 ありがとうございます。前段の三篠川。

先生、何か。

【中越委員】 治水のほうの2ページですね。事業の必要性等に関する視点というところで、たくさん挙げるのは大変なのかもしれないけれども、これだと広島の来訪者を対象にしたようなライフラインで、市内の例えば広島電鉄の経路は書いてないし、それから災害時の避難場所もありませんね。それからライフラインということだったら、ガスのボンベの貯蔵地がどこにあるのかとか、もっともっと市民生活上大事な部分があるかと思うんです。何となく警察とか役場とか、行政だけが大事みたいで、これを見たら皆さん怒るんじゃないですか。ライフラインという名において、もっと書かれるべきものがあるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

【福岡座長】 おっしゃるとおりだと思います。これは非常に決まったパターンで図にしている感じなので、御意見ですので、ぜひそういうところは入れていただくということにしましょうね。

それから、ただいま三篠川の件について、おっしゃるとおりなので、それは作り方の問題だろうと思います。そこは、これはあくまでもこういうことの場合で計算をしてみましたということで、このとおりにやるというんじゃなくて、それに合わせたことをやるというのが、これからの事務所の計画、具体の計画になるので、そこでは先生も声を大にしていろいろ御指導いただければいいんじゃないか。そういうところはもう、今は当然のことだと、事務所も私どもも思ってますので、おっしゃるとおりだと思います。

それから、先ほどの文言についても少し、そこは思いが伝わってきましたので、そこはちょっと表現を御相談されて、修正していただければと思います。

よろしいでしょうか。

【田中調査設計第一課長】 先ほど河合先生からいただいた、より環境教育に適した河道整備というところにつきましては、115 ページの河川環境に関する整備に関する項目になるんですけども、ちょうど赤字のところは住民の皆さんの御意見を踏まえて修正したところではあるのですが、川と人とのつながりを強めてさらに安全で適正な利用が図られるように、また水辺の景観が次世代に引き継がれるように管理を行っていきますということで記載をしております。

自然環境に関する整備につきましては、住民の皆さんの御要望であるとか、地元の地方公共団体と調整を行いながら進めていきたいと考えております。

【福岡座長】 そのところは一つ、先生ともよく相談されて、いい形にさせていただければいいと思います。ありがとうございました。

ほかにはどうでしょうか。どうぞ。

【河原委員】 治水のほうの費用便益分析の件でちょっと教えてください。というのは、これから 30 年先のことでどういう事業を行うかということを考えてやっておられると。事業全体で B/C がどうだという議論を今されようとしているのはわかるつもりですが。例えば、当然のことながら、下流からどんどん、どんどん B/C が上流に向かって減っていくわけですね。通常は人口がどっと下流にいるので。そのときに 30 年先になると、例えば中流、要はいつ着手するかというような話は、これ、時間は入らないですよ、きっと。資料の 7 ページ目のところに、どういう順番で整備するか、先ほど福岡委員長のほうから

言われた表がございます。中流部のところは直ちにやるということになっているわけですね。恐らく 30 年たつと、ここは人がいなくなるかもしれない、あるいは家屋が減るかもしれない、あるいは、例えば水門の整備の改築を遅らせたなら何が起こるんだろうとか。要は、何を議論をすべきなのか。あるいは、ちょっと微妙な言い方なんですけれども、例えば 30 年というスパンを考えたときに、こういう現段階でやったものが 30 年先は違う B/C になっている可能性が十分ある。これをどういうふうに評価したらいいのか、私さっきから悩んでおまして、それが優先順位にどう反映されるのかとか、やるならば効果が出るときにやらなきゃいけないかもしれませんし。先送りして対象者がいなくなったらやらなくてもよくなってしまうようなことというのは、これは評価の仕方からすれば、今の段階で評価するというルールになっているから、こうされるという部分も当然あると思うんですけど。これはどう、B/C の計算とここの整備期間というものと、計画期間というものととの関係というのはつけなきゃいけないのか、あるいはそれは別物と思って読むしかないのかという点を教えていただければと思うんです。

【福岡座長】 それは私もおっしゃることはよくわかるんですが、私の意見をぜひここで言わせていただきたいと思いますが、B/C の価値を言えば、恐らくそういうことだろうと思うんですが、現実には人がおられて、やっぱり守るべきものを守というのは国の責務で、これは社会資本整備の骨格なんですよね。やっぱりどうしてもこれは、B/C がだめでもやらなきゃならないというのはやらなきゃならないと決めてかかる、私どもは本当にそういう思いで整備にかかる。いなかはしなくていいんだとか、都会をやればいいんだという議論は、社会資本整備についてはやっぱり両面から見ないとだめだと思う。だから今、地域主権とか言われているところは、ある意味では非常に正しくて、私どもは東京とか大阪を見てればやがてこっちのものが人がいなくなるからというけど、今現実にはいらしてる方が大変な思いをしていると、先生、当然それは御存じだと思いますけど、私は実はそういう役割を今、担っているものですから申し上げるんですけど、本当に困っている方々、特に不便をしている方々にどういう手をさしのべるかというのは、やっぱり物すごく大事なことですよね。そこのところがバランスよく入っていることも、実は大変大事でして、それがそこに住んでいる人の活力であり、生きる、生き方の一つの大事なところだということで、恐らくこういう順番も決めてやってきていると。

先生のおっしゃられるとおりになんですが、問題はもっと心の問題とか、やっぱり社会はどうあるべきかということを見ていただきながら、全体としてこういうのだというぐら

いなんじゃないかなというふうに考えたほうがいいと思うんですけど。よろしいでしょうか。

所長とか部長が述べるような話でないので、私が出しゃばって言わせていただきましたけど、本当に日本という国は今そういう岐路にかかっているんですよ。守らなきゃならない、国でなきゃできないということは何なのかというのを前面に出して、税金だから効率よくなきゃだめだというものもあるけれども、効率悪くてもやらなきゃならないだというそういう維持管理みたいな問題、そういったところの問題に近い話なんだということであろうというふうに、今の御意見に対して引き取らせていただきたいと思いますが。

どうぞ。

【中越委員】 私も委員長の意見に賛成でして、とにかく現況を、今から起きる社会的な変化に対して対応するという一方的な方向ではなくて、その整備をすることによって、もしかしたら過疎化が防げるかもしれませんし、そしてそのベネフィットがあるからこそ、例えば安全性を担保してまちの中に移住する方も出てくるかもしれないわけですね。だから、それはやはり社会的なインフラというのは粛々とやっていくべきだし、それがあからこそヨーロッパなんかの場合は、あれだけ大戦で破壊されても今に復興しているわけです。やはりインフラが十分でなかった国はものすごく発展が遅れて、今、中国なんかはやっとそれを始めている。やっぱり我々は今で区別されるんだったら、先進国として生きていく、そういう意志が必要だと思うんです。やっぱり社会インフラは整備していくべきだろうと思うんです。少々税金が、お金がかかっても仕方がないと私は思っているんですけどね。

【福岡座長】 ありがとうございます。

日比野委員、何か、関連して。

【日比野委員】 ただ、このベネフィットの計算指標が基本的には公開されるわけですね。

【福岡座長】 委員会資料は出ます。

【日比野委員】 委員会資料は公開されますね。そうなったときに、歴大な都市インフラがある広島市街地を抱えている下流デルタ域も大事、住民の御意見がある中流域の床上浸水対策も大事。その計画の中の113ページの整備手順で、中流部はすぐに着工し、大芝・祇園水門についても都市インフラが集中する広島市街地を抱えている部分についてもすぐにやります。この計画で進めていくと記述されているのが読み取れます。

ところが、打って変わったようにこの計算を見ますと、中流部はすぐにやりますと、あと大芝と祇園水門については若干、今見ているのは7ページなんですが、優先順位が多少ずれているような感じを受けます。私みたいな見方をする人はあまりいないかもしれませんが、本音はどこか辺にあるのかという感じです。

ただ税金は、一気に投入できないわけなので、必ず順序を持って投入されると思いますので、全部が大事で時期をにらんでとにかくどっちかチョイスしてすぐ着手するというように、うまく進めればいんですけれども、若干その辺の整備は必要なのかもしれません。

今ここで先生方が議論されたとおり、マニュアルに沿ってコスト計算せざるを得ないので、こういうふうな形のグラフを出して、順序も書きますけれども、具体的にやれる金額も決まってくる、それとやれる人員も決まってくる、その中で、より優先度の高いものを選び出す。そのとき、今、先生方がおっしゃったように、決してコスト計算だけで決まるものではないという部分を、十分配慮していくべきなのということを、理解させていただきよい勉強をさせていただいたなと思います。ありがとうございました。

【福岡座長】 大芝水門とは祇園水門は、大変大事なんですけど、これをやっていくためには段取りがあると。これだけの大型構造物を考えるには、いろいろ調査して設計して、いろいろやっていくと。これを30年の中でどんなスパンでやれるのかということを多分考えられたんだろうと思うけど、その辺はどうでしょうか、所長。

今、大芝水門等が広島下流域にとっては非常に大事な役割を持つてるが、これが少し真ん中付近に来てるじゃないかと、10年後ぐらいじゃないかということについて、どうお考えなのか。

【阿部所長】 建設、完成して40何年経つ、ただ、こういった大規模構造物をいきなり改築というのなかなかしんどい。いろんな検討、分派の構造とか、あるいは水門の構造もかなりの検討が必要だということで、その辺の時間を踏まえて、これが前に来るのか、後に来るのかは、そういった検討の結果として、あと全体の予算の増減もにらみながらやらないといけないので、ただ、この113ページと絵が違うじゃないかという、別に線をなぜ切ったのかなという話は一方であるんですけども、全然そういう意図はしてませんので、必要な対策は必要な対策として粛々とやっていくつもりでございます。

【福岡座長】 大変大事なことを言っていただいたと思います。ぜひいろいろ検討しながら、ただ、日比野委員のお話に対して私は言いますが、これ私書かせたんです、強制的に。時間管理を入れてほしいと。通常はこういうのは入らないんですよ。30年の中でこう

いうのをやりますということだけになるんですが、やはり行政の人の規範としても当然、世の中に対してこういう責任でやりますということを出すべきだということでこれが入ったので、これを恐らくこれからさらに詰めるんだろうと思うんです。そしてこれが前に行ったり、後ろに行ったり、予算との関係でどうするかとか、災害との関係でどうあるかとかというのは恐らくいろいろあると思いますので、まずはここで、これぐらいで動き出したのはかなりのとこかなと私は思ってますので、一つ御理解お願いしたいと思います。ありがとうございます。

そのほか、いろいろ御意見あるかと思いますが、この件につきまして、すなわち整備計画の費用便益分析につきまして、きょう御欠席の委員方の意見をお願いします。

【田中調査設計第一課長】 資料5になりますけれども、こちらの費用便益分析につきましては、高杉委員、永井委員、福田委員、3名の委員皆様から了解ということでお答えをいただいております。

ただ、堀内委員につきましては、本日急遽体調を崩されて御欠席ということで、事前に御説明ができておりませんので、そちらについてはまだ御意見を伺っていないという状況でございます。

【福岡座長】 ということ、この事業についての分析につきまして、皆さんからいろいろ御意見いただきましたが、少し荒いところもたくさんあるし、問題箇所もあるんですが、私が全国の費用便益分析を横並びで見たときに、太田川が同じ基準で考えたときに、しっかりした治水、それから環境の費用的に見ても、事業としておかしくないのではないのかというふうには、実は資料を集めて見てみました。そういうことで、きょう各委員からこの費用便益分析について御意見いただいて、足りない点は、書き方の問題とかいろいろなことで配慮させていただきますが、これを費用便益分析については、皆さんの御意見はおおむね、これでもいいんじゃないのというぐらいだとらせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

先ほど事務局からお話がありました堀内委員ですが、経済の御専門の方で、本来ならば経済の御専門の方がおられて、委員の御意見も聞いてということなんですが、きょう御都合による御欠席ですので、後で事務局にお伺いしていただいて、意見をお聞きして、そしてそれを私が聞いて、最終的なきょうの皆さんの御意見を合わせて判断をさせていただくということで、私にこの件について一任させていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

(「はい」という者あり)

【福岡座長】 ありがとうございます。

それから、先ほど来、この太田川水系河川整備計画の案につきまして、原案から案に変わったものにつきましても、文言それから書き方の気持ちの問題等について、幾つか御意見がありました。これも配慮できる配慮事項だと思いますので、これもしっかりとした、後でメモを見て、そして御意見をいただいた各委員にもう一度確認して、間違いのないところで修正するところは修正するというにさせていただきたいと思いますが、それも最終的に座長である私に一任させていただきたいと考えているんですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

【福岡座長】 ありがとうございました。

ということで、きょうのこの整備計画の案と、それからこの評価のものについて、治水と環境の費用便益分析の評価につきましては、皆さんの御了解を得たということで、御一任いただいたということにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、以上で議事を終わらせていただきますが、事務局へお返しします。

3. 閉会

【河野副所長】 福岡座長、大変、議事進行ありがとうございます。また、各委員の皆様方には貴重な意見をちょうだい賜りまして、大変ありがとうございました。

今後の予定でございますけれども、若干紹介をさせていただきます。お手元の配付資料に、参考資料3というのがございます。本日は整備計画（案）を御審議いただきました。きょういただいた委員の皆様の御意見を踏まえまして修正をさせていただきまして、それから広島県知事のほうへ意見の御照会をさせていただきます。

また、広島県知事からは関係市町村ということで、広島市それから安芸太田町のほうに意見の照会していただきます。とともに、関係省庁、そういうところで、農林水産省とか環境省、そういう各関係機関の省庁に意見の調整をして、この河川整備計画を策定するというスケジュールになります。

また、この河川整備計画につきましては、私どもの中国調整部局の事業評価委員会というものがございます。ここに報告をするということになっておりますので、紹介をさせて

いただきます。

また9回の委員会、長い間座長を務めていただきました福岡委員のほうからごあいさつをいただければと思います。よろしく願いいたします。

【福岡座長】 皆さん、9回にわたりまして、ほぼ4年間、大変熱心にこの太田川の整備計画につきまして御議論いただきまして、ありがとうございます。大変貴重な御意見をいただいた成果として、きょう整備計画の原案が案になり、かつそれがこれからさらに知事さんを初めとするところに回って、いろいろ御意見をいただくという段取りまでまいりました。本当にありがとうございました。

これの原案の案の1ページを開いていただきたいんですが、これは皆さんとともに、これから事務局に、太田川河川事務所に改めてお願いをしたいということで開いていただいたんですが、計画の基本理念というのがここに書かれています。

1番目は、安全・安心な暮らしを守るということ、2番目は、川の恵みを享受し、豊かな暮らしを支えるということ、3番目は、「水の都ひろしま」の顔を次世代に引き継ぐと。太田川というのは広島市にとって大変重要な役割を持っているわけですね、市民にとって。この安全・安心、30年に1回ぐらいは必ず大洪水が来るような太田川ですし、それから、環境の、本当に先ほども申しましたように、太田川というのは東京で言えば多摩川とともに常に環境問題のいつも一番先を走って、それで解決を図りながらいい川づくりをやっている川です。とはいっても、治水上、環境上のいろいろなひずみが出てきて、そのいろいろなひずみが出ているところを、今回のこの整備計画では治水だ環境だというはっきりした仕切りよりも、それが互いに関係し合っ一緒によくしていくんだという思想が、この三つの理念の中に入っているんだろうと思います。

そういう意味で、きょう御出席の皆様方は、今後これを、整備計画を実行されていくときには、いろんな意味で御指導いただきながら、さらによいものにしていくという、またその役割もお願いしなきゃならないだろうと思います。

長い間、本当にこの私たちの太田川の、よりよい太田川、そして都市とのつながりの太田川とするために、大変貴重な御議論をいただきましたことを改めてお礼を申し上げるとともに、事務局には、河川部長ともいらしてますが、ここの原案、案をぜひ確実に実行していただくようお願いして、あいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。

【河野副所長】 ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、私ども河川部長の大谷より、ごあいさつを申し上げます。

【大谷河川部長】 河川部長の大谷でございます。

先生方、長時間の御審議、本当にありがとうございました。おかげさまをもちまして、この太田川水系の河川整備計画（案）も、何とか本日、ほぼおまとめいただいたというふうに思っております。福岡先生のお話にもありましたけれども、この委員会は平成 19 年 7 月の第 1 回から足かけ 3 年半にわたりまして、先生方には大変いろいろな観点から御指導、御助言いただきました。本当にありがとうございました。

先ほど来、会議の中でも、それから最後の締めの中でも、福岡先生のほうからお話がありましたけど、書いてあるだけではだめだと、太田川だからこそできることをやるということで、我々河川管理者といたしましても、これまで御議論いただいたことを踏まえ、森と海をつなぎ命を育む太田川、これから地域の皆様に愛され続けるとともに、次世代に誇れるような太田川を引き継ぐと。このために地域の皆様と手を携え、よりよい川づくり地域づくりを進めていきたいと、このように思っております。

なお、これで一応計画案ができ上がったわけですが、今後は先ほど紹介しましたように、関係機関との所定の手続等を進めまして、できるだけ早く本計画の策定に向けて進めてまいりたいと思います。

また、最後になりますけども、これも議論の中で出てきました、信念は書いてあるんだけれども、個々の具体の細かな計画につきましては、これから各事業を進めるに当たりまして、まだまだ先生方にいろいろ御指導をしていただかなければならない、御相談することも多々あるかと思えます。引き続きよろしくお願いを申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

【河野副所長】 それでは、これをもちまして第 9 回太田川河川整備懇談会を閉会させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。